

建設常任委員会会議録						
日 時	令和7年 3月17日(月)	開 議	午後 1時00分			
		散 会	午後 5時55分			
場 所	第1委員会室					
議 項	付託案件					
出席委員	前田委員長、面野副委員長、高野・白濱・秋元・中鉢各委員					
説明員	水道局長、建設部長 ほか関係理事者					
別紙のとおり、会議の概要を記録する。						
委員長						
署名員						
署名員						
書記						

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高野委員、白濱委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「街路防犯灯設置費補助金の見直しについて」

○（建設）庶務課長

街路防犯灯設置費補助金制度の見直しについて御説明いたします。

本制度は、街路防犯灯を設置する町内会などの団体もしくは個人に対して、設置費の一部を助成する制度であります。ここ数年、町内会の皆さんから、本制度の助成限度額は実際の設置費用に見合っておらず、助成額が少ないという御指摘をいたしましたので、本市では令和7年度の新制度実施を目指し、見直しの検討を行ってまいりました。

具体的な変更点につきましては、説明資料の「2 制度の変更内容について」に記載いたしましたので、御説明をさせていただきます。

まず、①LED灯の新設及び更新、LED灯へ改良を行う場合には、現行では設置費の2分の1、1万6,000円を限度に助成を行っておりますが、これを実勢価格に見合うよう助成限度額を3万2,000円に引き上げます。

次に、②水銀灯ランプをLEDランプへ改良の場合は、近年申請がないため、この助成項目を廃止いたします。もし申請があった場合には、ただいま御説明した①の改良で対応してまいります。

次に、③支柱の新設、更新、補修を行う場合ですが、助成限度額を1万8,000円から5万6,000円に引き上げます。

続きまして、下段の表に新たに追加する助成内容を記載しておりますので、御説明いたします。

まず、①LED灯及び支柱の撤去を行う場合です。補助条件は、落雷等の自然災害により使用困難となった場合や老朽化等により危険な街路防犯灯を撤去する場合に、その費用の一部を助成するものでございます。補助割合は、撤去費用の2分の1、助成限度額は、灯具のみ撤去する場合は1万7,000円、灯具と支柱をセットで撤去する場合は5万2,000円を上限として助成いたします。

次に、②LED灯の移設を行う場合です。支柱は基礎ごと移設が困難なため、含みません。補助条件は、道路工事等によりやむを得ず移設する街路防犯灯に対し、移設費用の一部を助成するものです。補助割合は、移設費用の2分の1、2万7,000円を限度として助成いたします。

最後に、「3 今後のスケジュール」を御説明いたします。今定例会において、新年度予算案議決後、今月中に町内会等の団体に対して、改正内容を周知し、4月から新制度で実施してまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市住宅マスタープラン（案）の概要について」

○（建設）佐藤主幹

現在、パブリックコメントを実施している小樽市住宅マスタープラン（案）の概要について説明いたします。

資料を御覧ください。

1ページ、「第1章 計画の概要」についてですが、①計画の目的と策定の背景として、第7次小樽市総合計画や小樽市立地適正化計画の策定、また空き家や脱炭素社会への対応など、住生活を取り巻く環境が変化していることから、今年度末で計画期間が満了する小樽市住宅マスタープランを新たに策定し、安全で快適に暮らせる住環境づくりの推進に向け、官民を含めた住宅施策を示すものです。

②計画の位置づけとしては、国や北海道が策定する住生活基本計画との整合性を図るとともに、本市の関連計画

と連携し、進めていくこととし、③計画期間は、令和7年度から16年度までの10年間で必要に応じて見直すこととしました。

なお、分野別計画である小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画は、計画期間の折り返しを迎えたことから、本プランを踏まえて、令和7年度に計画見直しの必要性について検討する予定です。

次に、「第2章 現状と課題」についてですが、資料1ページ下段から2ページにかけ、市民意向調査や各種統計調査の結果を基に、全部で10項目について現状把握と課題整理を行いました。

「第3章 理念と目標」についてですが、小樽市総合計画の将来都市像の実現に向け、基本理念を「小樽に住もう 安心、安全、快適な住環境づくり」とし、現計画の理念を踏襲しました。また、それぞれの視点に応じた住環境づくりについて、三つの基本目標を設定しました。

次に、資料3ページ、「第4章 施策の展開方向」についてですが、この三つの基本目標に、第2章で整理した10項目について、課題解決に向けた方針をそれぞれ位置づけ、今後、取り組むべき事項をまとめたものです。

まず、「基本目標1 子どもから高齢者まで誰もが快適に暮らせる住環境づくり」については、①さらなる人口減少進行への対応として、転入者の割合が高い地域の交通利便性を生かした移住・定住促進への取組や、比較的安価な地価を生かし、若年層の転入を促すための取組を進めました。

②居住ニーズの変化への対応としては、小樽市既存借上住宅制度の継続実施や、市営住宅の子育て世帯向け住宅の充実、小樽市移住・定住促進住宅取得費等補助金制度の継続実施、高齢者向け住宅を確保することとしました。

③住宅確保要配慮者への対応としては、住宅確保要配慮者への居住確保や、セーフティネット住宅の登録制度の普及促進、市営住宅の適正な管理戸数の維持と入居需要に応じた整備や配置に努めるとしました。

次に、「基本目標2 小樽の風土に根ざした住環境づくり」ですが、④地域特性を生かした住環境への対応として、小樽市立地適正化計画と連携した取組や、移住・定住に関わる情報提供を進めることとしました。

⑤自然災害などへの対応については、防災意識の向上や災害意識の意識啓発、住宅耐震化の普及啓発などを位置づけたほか、⑥住宅における脱炭素化への対応については、新築住宅のZEH化の推進、住宅エコリフォーム助成制度の普及促進、長期優良住宅制度などの情報発信を進めることとしました。

最後に、「基本目標3 良質な住宅ストックの形成と循環を目指した住環境づくり」についてですが、⑦老朽化した住宅への対応として、住環境に関する情報の提供や住宅性能の維持・向上と環境負荷低減を両立した良質な住宅のストックの形成を図るとし、⑧空き家の適正管理に向けた対応については、第2次小樽市空家等対策計画の着実な推進、不動産団体と連携した取組の継続実施、北海道空き家情報バンク制度の周知・活用の促進、特定空家等に対する解体助成制度などの継続実施について位置づけました。

⑨民間賃貸住宅市場への対応としては、良質な民間賃貸住宅のストック形成や既存借上住宅制度の普及促進を図ることとし、⑩分譲マンション管理の適正化への対応として、適切なマンション管理に向けた周知・啓発、マンション管理計画認定制度の適切な運用と管理水準の維持向上を図るとしました。

資料の4ページ、「第5章 計画実現に向けて」ですが、市民、事業者、行政のそれぞれの役割と連携を明記し、成果指標として三つの基本目標それぞれに目標値を設定しました。

なお、この成果指標は、他の関連計画において既に定められた目標を再掲したものであり、それぞれの計画の改定に合わせ、見直しを行っていくこととします。

以上が計画の構成になります。

最後に、今後のスケジュールについてですが、本年3月18日までパブリックコメントを実施し、いただいた御意見に対する考え方をまとめた上、小樽市住宅行政審議会へ諮問し、答申をいただいた後、小樽市住宅マスタープラン策定委員会への報告を経て策定完了とし、新年度からの計画開始を予定しております。

○委員長

「小樽市歴史的風致維持向上計画（案）の概要について」

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

小樽市歴史的風致維持向上計画（案）の概要について御説明いたします。

資料1ページ、上段の「（1）計画策定の目的」を御覧ください。

本計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく支援制度を活用し、本市固有の歴史文化資源を守り育て、後世に継承するとともに、歴史的な環境を生かしたまちづくりを進めることにより、地域の活性化や市民の郷土に対する誇りと愛着を醸成することを目的としております。

歴史的風致については、点線で囲ったところに、法の定義、下段に概念図を記載しておりますが、歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地、これらが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のことであり、ソフトとハードの両方が存在し、それぞれ50年以上の歴史を有していることが要件となります。

下段、右側の計画の構成を御覧ください。

本計画は序章に始まり、第1章から第8章の構成となっております。有形・無形の文化遺産を含む歴史的風致の維持向上に必要となる事項を記載します。

次のページを御覧ください。

小樽市の維持向上すべき歴史的風致（案）について御説明いたします。

市全域を対象に拾い上げた歴史的風致ということで、現在、国や協議会と協議を進めているものとなります。四つの歴史的風致を設定しており、資料では4色に色分けしております。左側上段「1 海に関わる営みにみる歴史的風致」は、にしん漁場であった旧忍路場所と旧高島場所に関係する営みということで、神社や漁場建築などとともに、忍路鰯漁撈の行事や、高島越後盆踊りの行事が伝承されていることを取り上げております。

下段「2 まちづくりの変遷にみる歴史的風致」は、港と鉄道を背景とした産業の営みや文化保存運動をはじめとするまちづくりということで運河や倉庫、銀行、鉄道施設などとともに、倉庫業や政官業業の営み、鉄道遺産や歴史的建造物の継承と、それらを活用したまちづくりの活動を取り上げております。

右側上段、「3 祭りの賑わいにみる歴史的風致」は、初夏から始まる一連の祭りということで、神社や祭りに関係する建造物とともに、みこし渡御や神楽などが継承されていることを取り上げております。

下段、「4 景勝地の行楽などにみる歴史的風致」は、小樽公園、手宮公園、天狗山、高島岬周辺の行楽や慰靈ということで公園、スキー場、水族館などと共に古くから親しまれてきた花見や慰靈の行事、スキー学校、景勝地を生かした行楽などを取り上げております。

次のページを御覧ください。

重点区域の位置及び区域（案）について御説明いたします。

左側上段、「1 重点区域の要件」を御覧ください。本計画で設定する重点区域については、歴史的風致が形成されていることはもとより、歴史まちづくり法で二つの要件が示されております。

（1）では、重要文化財などに指定された建造物を含む区域であること。

（2）では、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要と認められる区域であることが示されております。

次に、「2 重点区域設定の考え方」を御覧ください。

（1）では、先ほど説明した重点区域の要件の（1）を満たす建造物が旧手宮鉄道施設、旧日本郵船株式会社小樽支店及び旧三井銀行小樽支店であること。

（2）では、重点区域の要件の（2）を満たす施策が文化遺産の保存活用や周知、啓発、祭りや文化遺産に関する

るイベントなど、その事業の実施や、それらに対する支援であることを記載しております。

その下に赤字で記載しておりますが、これらを踏まえ、右の図の重点区域（案）を設定しております。南北方向は手宮から信香町まで、東西方向は小樽駅から第3号ふ頭までの間となりますが、歴史的建造物の集積、祭りに関する範囲、まちづくり活動の範囲などを踏まえ、重点区域を設定しております。

下段の重点区域設定の主な効果を御覧ください。

(1) では、重点区域の設定により、文化遺産の保存活用の促進や認知度の向上、市民の郷土愛の醸成につなげることができること。

(2) では、歴史的建造物を修繕する際に、国の補助金を活用し、所有者の経済的負担を軽減することができるこことを主な効果として挙げております。

次のページを御覧ください。

計画策定スケジュール（案）について御説明いたします。

上段「1 国の認定時期及び経過期間について」を御覧ください。当初の想定としましては、令和5年度に計画策定に着手し、国の認定時期を令和6年度末と想定しておりました。先日、市議会に対して下段のスケジュールを報告させていただきましたが、国及び協議会との協議や計画素案の修正に時間を要しているため、現時点の予定としましては、国の認定時期を令和7年7月と想定し、計画期間については、国の認定後、令和7年度から16年度と考えております。

今後につきましては、国や協議会との協議、調整の状況を踏まえてとなります、計画全体が整った段階で、パブリックコメントの実施前に市議会に対して御説明したいと考えております。

○委員長

「小樽市立地適正化計画（案）に係るパブリックコメントの結果等について」

○（建設）三浦主幹

小樽市立地適正化計画（案）に係るパブリックコメントの結果等について、御報告させていただきます。

資料を御覧ください。

まず、「1 パブリックコメントの結果について」ですが、実施期間は昨年12月6日から今年1月6日まで、意見の提出者は14人、件数は57件、このうち計画案を修正した件数は1件で、そのほかの意見については修正までには至らないと判断いたしました。

その下の（5）意見の内容等ですが、次のページの意見の概要を御覧ください。

ページの一番上、灰色で着色しているところになりますが、（1）計画（案）の内容に関わるもののが55件、そして一番下、（2）今後の参考にしたもののが2件で、（1）計画案の内容に関わるもの55件のうち黄色で塗っているところになりますが、修正したものが1件で、区域境界を見やすくしたものでございます。

その下、修正せずに回答のみとしたものが38件、さらにその下の関連部署と共有し、具体的な事業等を検討する際の参考としたものが16件としてございます。

また、（2）今後の参考にしたものといたしましては、町内会からパブリックコメントを求めるような行動が必要、全序的な組織の設置が必要という御意見をいただいてございます。

なお、このページ以降の意見の詳細と市の考え方、そして別添の計画案と概要版につきましては、記載のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。

資料の1ページに戻りまして、「2 計画（案）に係るこれまでの経過及び今後のスケジュール（予定）」を御覧ください。

今後の予定について御説明させていただきます。青字の本日の委員会での報告後、赤字の3月下旬には計画を策定いたしたいと考えてございます。

なお、この計画は策定し、公表することにより、届出制度などの法的な効力が発生することになりますが、市民生活等への影響を考慮し、策定後の4月から6月までの3か月間の周知期間を取りまして、令和7年7月1日から届出制度を開始いたしたいと考えてございます。

○委員長

「令和6年度除排雪状況について」

○(建設)維持課長

令和6年度除排雪状況について御報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、「1. 気象状況」についてです。3月2日時点での比較となります、③今年度の真冬日は32日となっており、②の前年度と比較しますと、⑤のとおり7日少なくなっています。また、累積降雪量は418センチメートルとなっており、前年度と比較すると41センチメートル少なくなっています。累積積雪深につきましては5,216センチメートル・日となっており、前年度と比較すると363センチメートル・日少なくなっています。このことから、今年度は前年度と比較し、真冬日、降雪量及び累積積雪深が少ない状況となっております。

次に、「2. 市民の声」についてです。3月2日時点での比較となります、右側の太枠、②全体の総数では1,906件の市民の声をいただいております。前年度同時期の総数2,479件に対しまして、およそ77%となっております。これは1月下旬に記録的な大雪に見舞われたほか、その後、暖気の影響を受けましたが、1月下旬までの気象状況が比較的穏やかであったことが要因と考えております。

最後に「3. 除雪費の執行状況」についてです。除雪費の全体予算は、約20億5,400万円となっております。これは、3月4日に先議で可決いただきました2億円を加えた補正後の金額となっております。3月2日の時点での執行額は約16億500万円、執行率は約78%となっております。

○委員長

「臨時市道整備事業について」

○(建設)建設課長

令和7年度の臨時市道整備事業について御説明いたします。

まず、予算額ですが2億9,650万円を計上しております。そのうち約1億円を債務負担分として3月中に発注いたしまして、残りの約1億9,000万円を通常分として4月以降の発注を予定しております。

次に、1ページを御覧ください。

こちらは、令和7年度に実施予定の臨時市道整備事業の一覧で、全部で14路線の計画となっております。これらは、側溝や舗装の老朽化が著しい路線等について、整備の緊急性、路線の重要度、事業の効果などを総合的に判断して選定したものであります。

種別の内訳といたしましては、道路改良が7路線、側溝改良が7路線となっております。これらのうち、本通線から新富線までの7路線は、排水能力を向上し、堺町通り商店街などで発生した冠水被害の軽減を図る対策工事であります。

また、新規・継続の別は、新規が9路線、継続が5路線となっておりまして、摘要にありますように、このうち債務負担分が上から5路線、通常分が残り9路線となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

2ページ以降には、番号順に路線ごとの事業概要図を添付しております。個別の図面の説明は省略させていただきますが、図面の見方につきまして、2ページ「1. 龍照寺前仲通線 道路改良工事」を例に説明いたします。

右上の凡例にありますように、太い実線の区間が施工を予定している箇所で、長方形の点線の区間が現在までに施工済みの箇所になります。施工箇所は図面の中央にある太い実線で、「R 6 0 市施工箇所 L=64メートル」

と表示されている区間になります。工事内容につきましては、左下に標準断面図を掲載しておりますので御参照ください。

なお、これらの事業計画につきましては、今後、詳細な調査等を行いますので、整備延長や内容等が変更となる場合がございます。

○委員長

「小樽公園再整備に係る都市再生整備計画について」

○（建設）建設事業室主幹

小樽公園再整備に係る都市再生整備計画について、資料に基づき御報告いたします。

1ページ目を御覧ください。

まず、「1 小樽公園再整備の財源について」ですが、現在、小樽公園再整備の財源の一つとして国庫補助都市構造再編集中支援事業の活用を考えております。この事業の活用には、都市再生特別措置法に規定された都市再生整備計画を作成し、国土交通大臣に提出する必要があります。

次に、「2 小樽公園再整備に係る都市再整備計画の概要」ですが、現在、令和8年度からの事業開始に向け、都市再生整備計画の作成を進めており、その概要について説明いたします。

初めに、都市再生整備計画の対象となる地区の名称は、小樽市中心拠点地区としております。

計画期間につきましては、令和8年度から令和12年度までの5か年としております。

都市再生整備計画の区域ですが、こちらは公共施設等の整備の重点的に実施すべき区域を任意に設定するものですが、今回の計画では、図示の赤色の線に囲われた範囲を計画区域としており、地域づくりの拠点となる小樽公園、交通ネットワークの要となる小樽駅、また市役所周辺の公共施設を含んだエリアを設定しております。

次に、資料2ページ目を御覧ください。

計画区域の目標ですが、計画区域全体の目標を大目標としまして、歴史と文化に恵まれた地域の特性を生かし、市民の健康、文化、交流を支え、まちのにぎわいの創出や魅力づくりに寄与する中心拠点地区の実現としております。また、計画区域の個別の目標として、記載の三つの目標を掲げております。

計画区域の目標を達成するための事業としましては、目標1に対して、遊具広場、公園駐車場等の整備を考えております。目標2に対しては、運動施設、体育館に併設予定の市民交流スペースの整備を考えております。目標3に対しては、体育館に併設予定の災害備蓄庫の整備を考えております。なお、これらの事業を効果的にするための提案事業として、小樽公園利用促進PR事業などを考えております。

目標を定量化する指標についてですが、目標1に対しては、子育て世代の小樽公園の利用割合としまして、従前値は53%、目標値は80%と設定、目標2に対しては、小樽市新総合体育館の利用者数としており、従前値を年間12万8,400人、目標値を年間17万2,400人と設定、目標3に対しては、耐震化された指定避難所の収容人数の割合として、従前値を59%、目標値を90%と設定しました。

次に、「3 今後のスケジュール」ですが、今回作成する都市再生整備計画は、令和7年5月に提出する令和8年度概算要望の添付資料として国に提出し、その後、国と計画の内容について協議を行うこととなります。なお、協議により記載内容の修正がある場合がございます。

次に、令和7年10月の令和8年度本要望で、協議後の都市再生整備計画を国に再度提出することになります。なお、都市再生整備計画につきましては、本要望で国に計画を提出後、速やかにホームページで公表する予定しております。

○委員長

「色内ふ頭（中央下水終末処理場）護岸老朽化対策について」

○（水道）下水道事業課長

色内ふ頭（中央下水終末処理場）護岸老朽化対策について、資料及び別紙図面により報告いたします。

本工事は、平成26年度に実施した護岸の簡易調査において著しい損傷が見受けられることから、補強などの長寿命化対策工事を実施し、延命化を図ることを目標とするものであります。平成30年度に産業港湾部港湾室と対策事業に関する協定を結び、令和元年度から工事に着手しております。なお、対策に関する費用の負担割合は、水道局が76%、港湾室が24%となっております。

資料を御覧ください。

「1 令和6年度の進捗状況」としまして、昨年度から引き続き、水道局、産業港湾部港湾室それぞれが所有する護岸の補強工事に着手しており、水道局では南側護岸とそれ以外の北側護岸、護岸I及びIIに関する工事の2件に分け発注し、地盤改良や鋼管矢板の打ち込み、電気防食処理などを実施し、事業費は二つの工事を合わせまして約7億3,000万円となります。

このうち、南側護岸に関しましては、今年度の2月末で護岸本体の工事が完了し、第2号ふ頭に一時移転していました海上保安庁の船3隻全ての接岸が可能となっております。ただ、北側護岸に関しましては、鋼管矢板の打ち込みに使用する重機が全国に数台しかなく、手配に時間を要し、工事に遅延が生じたことから、令和7年度へ繰越ししています。

一方、産業港湾部港湾室は突堤護岸を対象とし、開口補強や電気防食処理などを実施し、事業費は約1億4,000万円となり、水道局と合わせた令和6年度の事業費の総額は約8億7,000万円となります。なお、別紙図面では黄色で表示している部分が工事の対象範囲となります。

次に、「2 令和7年度の事業予定」を御覧ください。

事業概要としまして、水道局発注分の工事は北側護岸における鋼管矢板の打ち込みや上部コンクリートの打設及び護岸IIにおける鋼管矢板の打ち込みを、また、産業港湾部港湾室は突堤護岸における鋼管矢板の被覆防食処理や中層混合処理による地盤改良をそれぞれ予定しており、事業費につきましては、水道局発注分が約3億8,000万円、港湾室発注分が約1億5,000万円の合計で約5億3,000万円を予定しております。

それぞれの事業負担割合の内訳としましては、水道局が76%相当分の約4億円を、港湾室が24%相当分の約1億3,000万円となります。なお、別紙図面では赤色で表示している部分が対象となります。

最後に「3 事業経緯」としまして、発注担当別に平成30年度から令和5年度までの事業概要を表にまとめております。別紙図面では、黒色で着色している部分が対象となりますので、後ほど御確認いただければと思います。

○委員長

「小樽市上下水道耐震化計画の策定について」

○（水道）水道事業課長

小樽市上下水道耐震化計画の策定について報告いたします。

資料を御覧ください。

初めに、「1 策定の目的と経過」でございますが、本計画は令和6年1月に発生した能登半島地震において、上下水道施設に甚大な被害が生じ、復旧が長期化したことを受け、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築を図るため、上下水道一体で耐震化を推進することを目的とし、同年9月に国土交通省より策定依頼を受け、令和7年1月に策定を終了したものでございます。

続いて、「2 計画概要」についてでございますが、資料1に表示されております、その機能を失えば上下水道システム全体の機能を失うこととなる施設を急所施設と位置づけ、水道施設では取水施設や導水管、浄水場、下水道施設では、下水終末処理場などのことを指しますが、これらの施設については、おおむね50年間での耐震化の管理を目指します。

また、小樽市地域防災計画で指定している病院や避難所等の中から選定した災害時等に給水を優先すべき重要施設53か所に接続する上下水管路の耐震化については、40年間での耐震化の完了を目指すことといたします。

なお、重要施設については、資料内「4 避難所等の重要施設における上下水管路等の耐震化の現状と計画目標」に、施設名称を記載しております。

また、本計画は、初めの5年間を第1期と定め、以後5年ごとに内容の見直しを図ることといたします。

具体的に、第1期の令和7年度から令和11年度までの5年間で実施する内容といたしましては、水道事業においては導水管約0.3キロメートル、送水管約0.6キロメートル、配水管約2.4キロメートルの耐震化、豊倉浄水場の一部と、ポンプ所1か所及び配水池2か所の耐震化を、下水道事業におきましては、汚水管約4.5キロメートルの耐震化、中央下水終末処理場及び蘭島下水終末処理場の一部の耐震化及びポンプ場1か所の耐震化を進める予定としており、工事を実施したことによる耐震化率等の数値につきましては、資料内の「5 急所施設及び避難所等の重要施設に接続する上下水道施設の耐震化の現状と計画目標」に、令和11年度末の数値を記載しております。

なお、耐震化の完了には相応の時間を要することから、工事と並行してバックアップ機能の強化や、応急資機材の整備などの取組を進めてまいります。

○委員長

「水道料金及び下水道使用料の現況について」

○（水道）総務課長

水道料金及び下水道使用料の現況について御報告いたします。

報告資料を御覧ください。

まず、「1 経過」についてですが、水道料金及び下水道使用料については、このたび第2次小樽市上下水道ビジョンの中間見直しが完了し、それに伴い長期収支の見通しの更新も行ったため、改めて料金の見直しについて検討を開始したものです。

次に、「2 収益の状況」についてですが、今年度の決算見込額を前年度決算額と比較した増減について家事用と業務用に分けて記載しておりますが、家事用に関しては、前年度より、水道では約1,900万円、下水道で約1,300万円下回る見込みとなっており、これらの主な原因は人口減少に伴う減少となっております。

また、業務用に関しては、前年度より、水道で約1,200万円、下水道で約900万円上回る見込みです。ホテル、旅館業は増加傾向にあるものの、ほかの業種では需要の減少も見られるようになってきております。なお、コロナ禍前の令和元年度の業務用と比べると、水道で約9,900万円、下水道で4,500万円の減収となっております。

次に、「3 財政収支の見通し」についてです。（1）資産の条件は、一つは基本水量引下げについてですが、令和8年度より、家事用及び業務用の基本水量を2か月で20立方メートルから12立方メートルに基本料金を、240円引き下げた場合の条件で算定しております。もう一つは、最新の財政計画として、第2次小樽市上下水道ビジョンの中間見直し時に反映されなかった令和6年度人事院勧告に伴う職員の人事費上昇や、労務単価の上昇に伴う委託料の増加等を反映した財政計画を使用して算定しております。

（2）試算結果について、別紙でグラフをつけておりますので、御覧ください。上のグラフが水道事業、下のグラフが下水道事業で、上下水道ビジョンの収支計画、中間見直しの収支計画、中間見直しプラス基本水量引下げ、最新財政計画プラス基本水量引下げの4パターンで、各年度の資金過不足額を示しております。

ページを戻っていただき、2ページになります。

試算結果の分析ですが、まず、水道事業では最新の財政計画をベースに、基本水量等の見直しを行った場合、中間見直しの計画から資金不足に至る時期が令和20年度から令和18年度に早まる見通しとなります。また、下水道事業では、最新の財政計画をベースに、基本水量等の見直しを行った場合、中間見直しの計画から資金不足に至る時期が令和25年度から令和22年度に早まる見通しとなります。

次に、「4 水道事業における料金回収率、下水道事業における経費回収率」についてですが、料金回収率とは、水道事業会計において給水にかかる費用が給水収益で賄えているかを表した指標で、100%を下回っている場合、給水収益以外の収入で賄われていることを意味し、適切な料金収入の確保が求められます。

また、経費回収率とは、下水道事業会計において使用料で回収すべき経費が使用料で賄えているかを表した指標で、100%を下回っている場合、使用料以外の収入で賄われていることを意味し、適正な使用料収入の確保などが必要となります。

各事業の令和5年度数値及び令和6年度以降の計画値による数値は、表のとおりとなります。

最後に「5 現状の判断及び今後について」ですが、水道、下水道事業ともに年度末資金は当面の間、マイナスにはなりませんが、料金回収率、経費回収率は令和6年度以降、どちらも下回る見込みとなり、今後も人口減少による減収、人件費や労務単価等の上昇により、維持管理費の増加が予想されるため、回収率は悪化していく見込みとなっております。

今月中には、日本水道協会の水道料金算定要領の改定が行われることになっており、また、昨年1月の能登半島地震で、上下水道施設が甚大な被害を受けたことから、国土交通省では、経営改善、耐震化推進の課題解決に向けた手順等を示すガイドラインを策定する予定となっております。

料金回収率、経費回収率が今後の財源確保にも影響が出る可能性も想定されることから、基本料金の見直し等については、国の動向を確認しながら、情報収集に努め、慎重に判断していきたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第27号について」

○（建設）建築指導課長

議案第27号小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

資料を御覧ください。

改正要旨ですが、建築基準法施行令の一部改正に伴いまして、木造建築物の柱の小径及び必要壁量についての基準を改めるものです。

改正の背景ですが、近年木造建築物の仕様は多様化し、建築物の重量が大きくなっていることから、木造建築物の構造安全性の基準が見直され、これまで屋根や壁などの使用、梁の間隔による係数について、条例により積雪の影響を付加して柱の小径及び必要壁量を算定していたところですが、建築基準法施行令の改正により、建築物の荷重の実態に応じて、国土交通省告示で定める算定式により算定することとされました。これに伴い、改めて算定式により積雪の影響（積雪荷重）を考慮するため、条例の改正を行うものです。

改正の内容ですが、一つ目は木造建築物の柱の小径の必要壁量について基準の見直しを行うものです。これは、国の基準に規則で定める積雪荷重の考慮したものとするものです。規則におきましては、国土交通省告示で定める算定式における固定荷重と積雪荷重の和に積雪荷重を加えるように改正いたします。

二つ目は、既存不適格建築物の増改築をする場合の制限の緩和を設けるものです。これは、既存の建築物を増改築する場合、建築物の既存部分について、構造耐力上影響がないときは（1）の積雪荷重の負荷は適用しないとするものです。

施行期日につきましては、施行令の施行の日付に合わせ、令和7年4月1日からの施行と考えております。

パブリックコメントの実施結果ですが、令和6年11月11日月曜日から12月10日火曜日までの30日間、パブリックコメントにより意見募集を行い、次ページのとおり、二つの意見がございましたが、条例の内容変更を要するものではございませんでしたので、説明を割愛させていただきます。

○委員長

「議案第29号について」

○（水道）総務課長

議案第29号小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

建設業法施行令の一部改正により、引用条項が第34条から37条へ条ずれしたことにより、所要の変更を行うものです。

施行期日は公布の日となります。

○委員長

「議案第33号について」

「議案第34号について」

○（建設）用地管理課長

議案第33号市道路線の認定について御説明いたします。

資料1ページ目を御覧ください。

議案として提出したのは、市道路線の認定一覧表に記載している1路線であり、路線名は梅広線、起終点の所在、実延長、幅員は御覧のとおりとなっております。

資料2ページ目を御覧ください。

当該路線は、梅ヶ枝町10番、市営梅ヶ枝町団地付近に位置し、これまで法定外公共物と個人の土地として管理が行われてきたところであります。

このたび、市道路線の認定基準を満たし測量により隣接する民地との協議が調ったことから、今回、市道認定を行うものでございます。認定区間は赤色で塗り潰している範囲となります。

引き続き、議案第34号市道路線の変更について御説明いたします。

資料は1ページ目を御覧ください。

議案として提出したのは1路線であり、路線名は朝里川温泉橋通線で、諸元として、起終点の所在、実延長、幅員を記載しております。ここで、終点と重要な経過地の所在が変更となっております。

資料2ページ目を御覧ください。

当該路線は朝里川温泉2丁目に位置し、路線の一部の用地においては、北海道新幹線建設事業に伴う新小樽変電所建設用地として事業者への売払いが予定されております。

このたび、事業者側において隣接土地所有者への用地補償及び建物の移転補償が既に実施済みとなり、一般交通の用に供する必要がないものと判断されることから、当該路線の終点を変更するものでございます。変更後の区間は赤色で塗り潰している範囲となり、その先の路線は廃止となります。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、みらい、公明党、自民党、共産党、立憲・市民連合の順といたします。

みらい。

○白濱委員

◎市道の維持管理について

市道の維持管理についてから質問させていただきます。

このことに関連したことにつきましては、令和6年第4回定例会と第3回定例会の当委員会におきましては、道

路のパトロール、道路への雪出しについて、また第2回定例会の当委員会では、砂、砂利の再利用と清掃車について、道路の補修と側溝の補修について、そして第1回定例会の当委員会では、市道の維持管理、補修についてと1年間を通して質問してまいりました。

冬の路面管理と夏の路面管理、一貫した道路の維持管理は大変な作業であり、大切な業務でもあります。市長の目指すべき政治姿勢の一つに、市政の見える化の実現を掲げております。年頭の御挨拶でも、その必要性についてお話をされておりました。

市民にとっては、市政の見える化はとてもよいことであると思われます。冬期の地域総合除雪業務期間中に、市民から除排雪についての苦情を受けた場合の手順につきましては、現地を確認し、緊急性や作業の必要性について判断し、対応していくと、これまでの御答弁で伺っております。

そこで、まずお聞きいたします。即時対応された箇所につきましては、お問合せされた市民の方は安心されます
が、現地状況を判断した結果、即時対応できない場合の理由などについてお知らせを願います。

○（建設）維持課長

冬期におきまして、市民の方から除排雪についての苦情や御要望を受付した場合で、現地の状況を判断した結果、即時に対応できない場合の理由でございますが、寄せられる苦情や御要望は様々な内容がありまして、全てに対して対応させていただいているわけではありません。

例えば、道路脇に寄せられた置き雪に関する件につきましては、沿道の各御家庭で処理していただくことを御理解いただいておりますので、対応を行っていない事案もございます。

また、排雪や道路脇にできる雪山の処理などにつきましては、実施の判断について、排雪の工程や時期など市と受託者との協議により決定していることから、あらかじめ予定されていた場合を除きましては、作業が即時の対応はできないことから、まずは御要望として受付しておりますが、緊急性や必要性を判断して対応の時期や、その範囲、内容は市と受託者の協議により決定してございます。

除雪に関しましても、現地の状況を確認しまして作業の時期や内容について、状況に応じて判断し対応しているところでございます。

○白濱委員

次に、雪解けが進むと現れてくるのが穴の空いた凸凹路面、目立つのは無数の穴であります。毎年これから春先に現れる凸凹路面、ひび割れ路面に関しての補修について伺ってまいります。

穴の補修に関しては、緊急性のある場合は常温合材による緊急措置を行い、その後、市と受託者が協議後の取り交わしにより、現地の状況や交通量から判断し、加熱合材処理で復旧する箇所や範囲を決め、全てではないけれども、必要箇所を加熱合材処理で復旧していくと、これまでの御答弁から伺っております。

そこでお聞きしてまいります。応急措置のまま残った箇所については、2か月程度でまた同じ穴となり、補修が必要となる可能性があるわけですけれども、この状況を市民が見ると、官民を含めたパトロールに見落としが多いのではないかとか、受託業者は市から指示された箇所しか補修していないのでは、インスタントアスファルト補修後、なぜ全て加熱合材処理しないのだろうかと疑問に思われる所以、残った箇所の対応の現状と市民への疑問についてお考えをお知らせください。

また、応急措置した箇所を全て復旧することが難しいことである理由についても併せてお知らせ願います。

○（建設）維持課長

常温合材で補修した箇所がその後も常温合材のままの箇所もあるとの現状や、加熱合材での復旧が難しい理由についてでございますが、その後なぜ加熱合材で補修されないかにつきましては、委員がおっしゃるとおり、市内の全てを加熱合材で補修することが望ましいのですが、予算の中で補修を行う際には、緊急性や交通量などを勘案しまして、優先的に行う箇所や範囲を判断していく必要があるため、現状として、応急措置のままの箇所もあること

につきましては、御理解いただけたらと考えております。

しかし、委員がおっしゃるとおり、常温合材のままでは、時間が経過すると再度補修が必要になることから、応急措置の段階でも加熱合材による穴埋めを行うことで、補修箇所の延命化も図られると考えられますので、応急作業の方法についても検討が必要と考えております。

○白濱委員

ここで、アスファルト補修材を使用した補修についてお聞かせいただきたいと思います。

現在、本市で使用している応急措置用の常温合材と復旧用の加熱合材について、その材料と補修作業についての単価の違いについて、市民目線で分かりやすく御説明をお願いいたします。

○（建設）維持課長

常温合材と加熱合材の材料と保守作業の単価の違いでございますが、常温合材の補修費は材料費のみで、加熱合材は、受託者による材料と施工費を合わせた価格で、概算ですが、補修費で2倍ぐらいの差があると認識してございます。

常温合材は、加熱合材に比べまして単価は高額であるのですが、施工が容易であることから小規模な緊急の補修に適しております、また、通年で入手できることもありまして、そういうふたつ補修できるメリットがございます。

一方で、加熱合材はぬれた路面での施工に適していないですとか、アスファルトプラントからまとまった量が出荷されるために、大規模な施工に適していることや、また冬期はプラントが稼働していない場合もありますことから、緊急時については常温合材に頼らなければならないケースがございます。

○白濱委員

耐久性や予算など、いろいろなものが加味されて、応急措置を再度きちんとしてすることについてのすみ分けをしていかなければならぬということと捉えました。

また、道路の維持管理と市民からの苦情への対応は、何年にもわたり同じようなことが繰り返されているわけであります。また、昨今の気象状況の変化により、路面の穴の補修面積も増加の傾向にあることでもあります。

そこで、道路の維持管理につきましては市のホームページに掲載がありますので、穴の補修についての手順と現状をフローチャート的に作成し、ホームページに掲載することや、作成されたものを市民への周知の機会を利用し、御覧いただくなとして市民への御理解と御協力を啓発していくことも必要ではないかと思いますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○（建設）維持課長

ただいま委員から様々な市民への理解と御協力に関する御提案がございました。

建設部におきましても、近年のポットホールなど、舗装の破損箇所が増加している傾向にありますが、予算の中で、緊急性や交通量などを勘案して優先的に行う箇所や範囲を判断していく必要がありますことから、市の補修の考え方などについてどのような周知や啓発の方法がよいかも含めまして、考えていく必要があるものと考えてございます。

○白濱委員

次に、道路の雪出しによる雪山の取締りについて伺ってまいりたいと思います。

今シーズンに、新たな取組として、小樽市と小樽警察署の連名で雪出しへの注意喚起のポスターが電柱に貼られました。現在シーズンの途中、終盤であります、お伺いいたします。

この注意喚起のポスターの貼付けにつきましては、令和6年第4回定例会の当委員会におきまして62か所と、その他必要に応じて適宜貼り付けていくことでしたけれども、最終的には何か所貼られたのかお知らせください。

○（建設）用地管理課長

今年度、注意喚起のポスターを貼り付けた箇所ですが、令和7年3月14日締めで36か所となっております。

○白濱委員

また、結果の検証はこれからだと思いますが、現状において、昨年度と比較して特に成果や効果があった事例について、お知らせ願います。

○（建設）用地管理課長

昨年度と比較しますと、今年度は雪出し注意喚起のポスターに警察と連名で掲載したこと、また悪質な雪出しに対し、警察と一緒に対応したことが挙げられます。また、昨年度のポスターの貼付け箇所のパトロールも適宜行い、雪出しによる支障がなかった箇所も見受けられましたので、昨年度のポスター効果も少なからずあったものと認識しております。

今年度の具体的な事例としては、雪出し通報によるポスターの貼付け後に、数日以内に雪山が排雪処理された箇所もございました。

○白濱委員

ポスターにつきましては36か所ということで、シーズン初めの雪が少なかったものを間引きましても、今、御答弁いただきましたように、継続して取り行ってきたことの成果の表れでもないかとは思われますので、この件につきましては、また継続して取り組んでいっていただきたいと思います。

これからも市民生活の安全のため、また道路の維持管理、道路雪出しに関する御対応を重ねてよろしくお願ひ申し上げます。

◎街路防犯灯設置費補助金の見直しについて

続きまして、街路防犯灯設置費補助金制度の見直しにつきましてお伺いしてまいります。

本制度の見直しにつきましては、該当される団体や個人にとって大変ありがたい見直しであるものと思っております。街路防犯灯は、平成26年度に、従来の水銀灯や白熱灯、蛍光灯などより消費電力が少なく、耐用年数も長いとされるLED灯への切り替え、いわゆる発光ダイオード化が急務となりました。その設置費用が従来の水銀灯などより高額であることが課題とされていた折に、本市が平成27年度から3年間、その設置費用の9割を負担していただくことにより、LED灯への切替えが加速していったものと記憶にあります。平成27年度以前からLED灯へ切替えを行ってきた町内会もありますから、10年以上が経過した現在、幾ら耐用年数が長いからといって永久ではありませんので、本年度のこの見直しは、該当団体や個人にあっての費用負担にとって、重ね重ね助かるものと思っております。

現在、街路防犯灯が設置されている支柱の種類と1万4,270灯が設置されている支柱の内訳をお知らせ願います。

○（建設）庶務課長

街路防犯灯が設置されている支柱についての御質問ですが、市内に現存する支柱の種類や内訳については、本市では把握しておりませんのでお答えすることはできませんが、現在、ほとんどの町内会ではできるだけ新たに支柱を立てないようにしていることから、既存の街路防犯灯は、ほぼ北電柱やNTT柱に設置されております。

その理由は、支柱設置に多額の費用がかかることや、設置後の安全管理を含めた維持管理に手間がかかるためでございます。

○白濱委員

令和8年度に把握、調査していただけるということです。

次に、今、お知らせいただく予定の設置支柱のうち、更新補修費用が発生する支柱についてお示しくださいということではあったのですけれども、北電柱やNTT柱と、その他ということでおろしいでしょうか。

○（建設）庶務課長

支柱の種類は、今お話をさせていただいた北電柱、N T T柱、そのほかに自立のポールといいますか、今、主流になっているのは、鉄鋼製の交換ポールでございます。

ただ、本数とか内訳などは、なかなか我々で押さえておりません。

○白濱委員

そうすると、北電柱とN T T柱は費用が発生しないということで、恐らく自立ポールや鉄骨使用のそいつたものは支柱の更新や新設に対して、費用が発生するということで伺いました。

次に、その自立ポールで支柱を新設する場合ですけれども、平均的な設置工事費用はどれくらいの相場であるのか、設置環境により違いがあるかもしれません、把握されている範囲でお知らせを願います。

○（建設）庶務課長

新たに支柱を設置する際の価格相場についてのお尋ねでございますが、このたびの補助制度見直しに当たりまして、町内会の皆さんのが工事を依頼している幾つかの業者から実際の工事価格を参考にさせていただきましたので、その金額をお知らせいたします。支柱を新設する費用は、税込みで平均11万円ほどとなってございます。

○白濱委員

そうすると、支柱の新設に対しての補助は5万6,000円が上限になっておりますから、約2分の1が貰えるということで非常にありがたいと思います。

次に、本年度までL E D灯の更新があった場合、どれくらいの件数があり、その原因は破損によるものなのか、寿命によるものなのか、お知らせを願います。

○（建設）庶務課長

直近3年度におけるL E D灯の更新件数につきましては、令和4年度が6灯、令和5年度が16灯、令和6年度が23灯となっております。

更新に至った理由につきましては、既存のL E D灯の照明が切れたというもので、その原因が破損によるものなのか、寿命なのかは把握してございません。

○白濱委員

いずれにしても、更新の件数からして、寿命は結構もつということが分かりました。

これからL E Dの更新の発生が予想される中でありますけれども、次に、来年度5月から通常の新設更新灯の受付が開始予定であり、本事業の来年度の予算が約223万9,000円であります。この金額をL E D灯の新設及び更新・改良、設置費の1灯台当たりの上限額の3万2,000円に換算し、試算しますと、大体70灯の計算になります。

そのほかに、支柱の新設・更新や移転・撤去の補助もあることから、仮に予算が上限に達した場合にはどのような対応となるものなのでしょうか、お知らせください。

○（建設）庶務課長

令和7年度予算額に不足が生じた際の対応についてのお尋ねだと思いますが、街路防犯灯の維持は地域の安心・安全を守るために必要不可欠であると我々は考えてございますので、予算が底をついたからといって、補助しないということではなく、もし年度途中で予算不足が生じると見込まれた場合には、補正予算で対応するという考え方で行ってまいりたいと考えております。

○白濱委員

今後のスケジュールの中で、緊急対応は隨時受付とありましたので、緊急として考えられる状況についてお知らせを願います。

○（建設）庶務課長

街路防犯灯の緊急対応についてでございますが、通常の灯部の新設や更新にかかる助成の申請は、基本的に5月

中に行っていたいただくことになっておりますが、更新を予定していなかった灯部などが故障などにより突然切れてしまつた場合などは、時期を問わず申請いただけるものでございます。

○白濱委員

確認のためにもろもろお尋ねさせていただきました。安全・安心な市民の暮らしを支えるためにも、今後とも取組につきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○用途地域について

続きまして、都市計画の中の用途地域について質問してまいります。

都市計画の変更について他市の最近の事例でありますけれども、ラピダス株式会社の進出によるところの千歳市における都市計画の変更が挙げられます。この事例では、民間事業者による事業計画において、都市計画の変更が必要な場合は、千歳市のまちづくりの方向性と突合し、市の発展に寄与すると判断した場合は、変更を検討しますとのことでありました。千歳市の場合、ラピダス株式会社の進出により物流倉庫の立地環境を整える必要があるとともに、新たな工業団地の造成の急務、空港周辺地域における最適なアクセスが可能となる道路交通ネットワークの構築、企業活動に必要となる水源開発の推進など、将来ビジョンが大きく変わることにより、千歳・恵庭圏都市計画における用途地域の変更、道路の変更、地区計画の変更、区域区分の変更と公園の変更、下水道の変更などが都市計画審議会議で協議されてきた模様であります。

さて、本市における都市計画の用途地域の変更に関して質問してまいります。

最近の小樽市都市計画の用途地域の変更といたしましては、令和2年度に小樽市告示第90号がありますが、この変更の理由について、その決定過程、変更の目的、変更の内容をお知らせ願います。

○（建設）都市計画課長

令和2年度の小樽市都市計画の用途地域の変更につきましてです。内容につきましては、当時、塩谷地区で行われておりました国道5号の塩谷トンネルの付け替え工事によりまして、国道5号の道路線形が山側に少しずれたということがございました。当該主要地区の用途地域の境界線は、国道5号の道路中心線で決められておりましたことから、用途地域の境界線もずらさなければならなくなつたことで、用途地域の境界と面積が変更ということで、都市計画変更を行つたものでございます。

○白濱委員

次に、この変更は本市の用途地域の変更としては最新のものなのでしょうか、確認いたします。

○（建設）都市計画課長

直近のものでございます。

○白濱委員

そうすると、令和2年度ですから4年間ほど、用途地域の変更としては発生していないということで、分かりました。

ここで用途地域とは何かについて改めてお知らせを願います。

○（建設）都市計画課長

用途地域とは何かということでございます。概要で申し上げますが、都市計画法に基づきまして、市街化区域内に定めるというものでございます。住居ですとか商業、工業といった区域に区分するなどしまして、そこに建築することができる建物の種類、用途の制限というものを定めたルールでございます。

○白濱委員

市街化区域内に設定されたもので、建物の用途や大きさを制限するということでありました。

次に、用途地域の変更として、千歳市の事例で挙げましたように、企業進出事由による変更のほか、あとはどのような事由のものが挙げられるのでしょうか、お示しください。

○（建設）都市計画課長

用途地域の変更が行われる理由でございますが、大規模な土地利用の変更というものほかにも、先ほど答弁させていただきましたような塩谷地区のように地形・地物の変更に伴う用途の境界線の変更によって、都市計画変更までいくという事例がございます。

○白濱委員

さて、本市の令和7年度の当初予算主要事業の中で、住環境の整備として用途地域等見直し推進事業を新規事業として取り組んでいかれると伺いました。

そこで、改めましてこの事業についてお知らせを願います。

○（建設）都市計画課長

用途地域等見直し推進事業についてでございます。令和7年度につきましては、現状の土地利用の把握と分析、現用途地域の不整合箇所の洗い出し、それと本市の土地利用の課題解決などを踏まえました用途地域の見直しの基本的な考え方を取りまとめるという予定でございます。

○白濱委員

お伺いいたしました事業では、令和7年度には土地利用の分析を行うとのことでありますので、どのような分析を予定されているのか、お知らせを願います。

○（建設）都市計画課長

土地利用の分析でございますが、本市の用途地域につきましては、昭和48年の法改正による全面的な見直し以降、局部的な見直ししか行われておりませんで、全市的な見直しは50年以上行われていない状況にあるということでございます。

現在の小樽市内の用途地域内に建築されている建築物につきまして、建物用途などを調べ上げまして、各単位地区において、建物用途の混在度を算出しまして、現用途地域との適用性を評価していくというものでございます。

○白濱委員

次に、この事業の中でありました、用途地域等の不整合箇所の洗い出しを行うことについてお知らせ願います。

○（建設）都市計画課長

不整合箇所の洗い出しにつきましてですが、先ほど御答弁させていただきましたが、本市の全市的な見直しが50年以上、行われていない状況でずっと来ております。全ての用途地域の境界線につきまして、道路中心だとか、そのほかの地形・地物、あと地番界といったもので、境界線の決定根拠がございますが、決定根拠どおりにきちんと線が引かれているのかどうかを改めて全て確認していくところで、それが合っていない状況があれば、不整合ということで調べ上げていくということでございます。

○白濱委員

それでは、分析と洗い出しは令和7年度中に全作業工程が終了するものであるのか、またその結果についてはどうのように対処していくものであるのか、特に用途地域との不整合が生じている場所については、どのような対処を取られていくのか、お示し願います。

○（建設）都市計画課長

まず、分析と洗い出しについてでございますが、令和7年度に完成する予定でございます。また、そのほかに、本市の土地利用の課題解決策も含めまして、全市的な用途地域の見直しの方針、見直しの基本的な考え方を取りまとめる予定であるというのが令和7年度でございます。

後年度におきまして、令和7年度の結果を基に、関係機関との協議などを踏まえまして、用途地域の見直し素案を固めて、さらに後年度に都市計画変更の手続を進めまして、おおむね3か年で必要な用途地域の変更を完了させたいと考えてございます。

○白濱委員

令和8年度、令和9年度と続く事業ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

社会情勢の変化においても持続可能なまちの発展を図っていくための事業への取組をお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○秋元委員

◎マンション管理適正化推進計画について

初めに、マンションの適正管理に関して質問します。

令和5年第2回定例会の建設常任委員会で、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に関連して質問させていただきました。今後、全国で約40年を超えるマンションが急増し、約50%を超える世帯主が70歳以上になることを踏まえ、国は2001年にマンション適正化法を施行いたしました。質問に至った理由といたしましては、市民の方からマンション管理についての相談があったからでしたが、調べる中で、本市のマンション管理に関する状況も国と同じくマンションの老朽化や管理の問題が顕在化してきていることを感じております。

そこで何点か質問させていただきたいと思います。

まず、令和5年第2回定例会で議論いたしましたが、その際、市の状況を踏まえ、マンション適正化推進計画の策定を急ぐべきだという趣旨で質問しました。その際、議会答弁では札幌市、旭川市、函館市が既に策定しているので、じっくり研究してみたいと答弁しておりましたけれども、研究した結果と、府内議論の状況について説明いただけますか。

○(建設)佐藤主幹

令和5年第2回定例会以降、我々で小樽市マンション管理適正化推進計画の策定に向けてどのように検討してきたかでございますが、住宅マスタープランを今回、報告させていただきまして、結果から申し上げますと、その中でこの計画を取り込んだ形で策定はさせていただきました。

その過程といいますか、きっかけといたしましては、秋元委員から御指摘いただいた御質問が始まりで、そこから検討を始めてまいりました。ただ、当初は、住宅マスタープランの中でこのマンションの管理適正化計画を取り込むということまでは正直、議論にはまだなかった状態です。

ただ、おっしゃっていました札幌市は別なのですが、函館市や旭川市の計画、住宅マスタープランの中身を見ていきましたら、マンション管理適正化推進計画を飲み込んだ形で策定されているまちが最近増えてきている現状がございました。

それを踏まえまして、他市の状況ですか、国からも指針といいますか、作成のマニュアルみたいなものも出ておりますので、そういうものを研究いたしまして、今回、住宅マスタープランの中で取り込むように検討を進めてきたところです。

あわせまして、住宅マスタープランの策定に当たりましては、外部の方に委員として入っていただいているのですが、住宅マスタープランの策定委員として北海道マンション管理組合連合会小樽支部長、小樽市のマンションに住んでいる方にも入っていただきまして、計画策定の参画といいますか、御意見をいただく立場で入っていただい

た経過がございます。

あわせまして、府内議論の部分でございます。住宅マスターPLANのまず策定の大前提の部分で、先ほど10の課題の洗い出しを行いましたというお話をさせていただきました。そのうちの一つが、まさにこのマンション管理の適正化についてどう対応していくかを課題の一つとして、挙げてございます。

そういう部分もございまして、現状分析を行いまして、必要な施策の方針を掲げたところでございます。

○秋元委員

住宅マスターPLANの中でマンション管理適正化推進計画を飲み込んで計画としたということでした。まず、以前、市の令和3年6月時点の分譲マンションの状況を答弁していただいていましたけれども、その際、築40年以上が1棟48戸だということでした。議会の質問の後、令和5年住宅・土地統計調査を行ったと認識しておりますが、その結果、推計値によれば市内の分譲マンション全体では約4,230戸あって、築40年を超えるものが約20戸あるということでありました。

アンケート調査では、その他に分譲マンションの建築時期、マンションの管理方法、管理組合への活動参加、管理の問題点について記載がありましたけれども、この結果というのは、今回のこの推進計画を策定する際にどのように活用されたのかについてはどうですか。

○(建設)佐藤主幹

今、御指摘がございました令和5年度住宅・土地統計調査結果の部分や、それから、アンケートは、マンションに住んでいる方のみの対象ではなく、住宅マスターPLANを作成するに当たりまして、市内2,000人の方に行いました結果を踏まえまして、整理した部分でございます。それについては課題の10の中で現状分析をまず行っております。

住宅・土地統計調査につきましては、以前にお話ししていた部分より若干乖離はあるのですが、あくまで統計の推計ということで、我々は今回、住宅マスターPLANの中では整理いたしまして、その結果を踏まえ、老朽化の割合、計画にも記しましたけれども今後10年間で小樽市の場合、推計でいえば4割ぐらいのマンションが築40年を超えるのではないかということで、分析を一つ行っております。

それから、マンションに住んでいる方へのアンケート調査、管理方法といった部分のお話ですが、計画にも書いてあるのですが、70個ぐらいしかサンプルがなくて、信頼度としては決して高いものではないのですが、ただ、傾向をつかむという部分では一定の判断材料ということで活用させていただいております。

こういった結果を踏まえまして、住宅マスターPLANの中ではこの課題の一つとして大きく捉えまして、それにぶら下がる形で今回、小樽市マンション管理適正化推進計画をこの中で位置づけまして、同じような形で今回、整理を行ってきたものでございます。

○秋元委員

今回示されました、先ほど来お話がある住宅マスターPLANの案では、小樽市マンション管理適正化推進計画が一番最後に記載されております。この内容についてなのですが、他市の策定の状況なども調べさせていただいて、内容もいろいろと勉強させていただきました。

今回、小樽市マンション管理適正化推進計画と比べたときに、非常に簡略化されていると感じたのです。正直に言ってA4の1枚、3分の2ぐらいですか、このような計画の内容だったのです。なぜこのように簡略化されたのか、この理由について説明してもらえますか。

○(建設)佐藤主幹

今回的小樽市マンション管理適正化推進計画が内容が薄めではないかという御指摘だと思うのですが、本市において、先ほど市民全體に対するアンケート調査はやったのですが、マンションに住んでいる方を対象にしたアンケートはこれから予定になってございます。そういう部分もございまして、分譲マンションの小樽市内における

全容といいますか、現状を把握し切れていない部分がございます。

今回、住宅マスタープランの中で位置づけた中身は、マンション管理適正化推進計画、今までなかったものを新たに位置づけるための必要性を説くということと、それから、今後の取組、主にアンケート調査になるのですが、その取組自体を位置づけることを目的に整理したものでございます。現時点では、今時点で何とか必要な部分だけを計画の中で取り込んだということで、御理解いただきたいと思います。

○秋元委員

先ほど言っていた函館市によく似た計画だと思ったのですけれども、ほかの自治体では簡略化して指針という形で内容がもう少し厚めのものを策定している自治体もあるのですが、現状、小樽市マンション管理適正化推進計画を進める上で、指針みたいなものは策定されているのですか。

○（建設）佐藤主幹

指針はつくれておりません。国からの作成マニュアルを改めて見ますと、指針で細かい部分といいますか、それを整理していくことは問題ないですという答えといいますか、方向性が出てきます。

今後その部分がどうなるかというのは、まだ今時点では入り口をつくったばかりですので、つくっていきますという断言はできないですが、そういったものがあることを踏まえての策定であるということだけはお伝えしたいと思います。

○秋元委員

そもそもマンション管理に非常に必要であるという自治体の管理推進計画がないと、国の様々な施策が事業の認定を受けられないということがありますから、私はまずは小樽市マンション管理適正化推進計画を急いでつくるべきだというお話を令和5年のときにお話しさせていただいたのです。

いろいろな状況があって現在に至っているというのは分かるのですが、中身の話になりますけれども、推進計画の内容の「1 マンションの管理の適正化に関する目標」についてなのです。非常に抽象的な表現なのではないかと思いました。

他市でもこういう抽象的な目標を掲げているところがありましたけれども、抽象的な表現といいますか、どのように設定したのか、もう少し具体的な目標を設定できなかったのか、この点についてはどのように考えているのですか。

○（建設）佐藤主幹

今回の目標の設定に当たりましては、数値的には推計値しか入っていないくて、本来であれば実績値を入れてもう少し深掘りすべきところなのですが、先ほど申し上げたとおり、まだ現状把握ができていません。

そういったことを踏まえたのと、それから、先ほど申し上げた国からの指針といいますか、作成の手引がありまして、正直、そこでのひな形を今回参考にさせていただきました。その結果、目標があまり明確になっていないといいますか、書きぶりが足りないのではないかという話だったと思うのです。そういった部分、今時点では最低限、書ける部分を取りあえず書いて、次につなげるという意味で今回整理したものでございますので、その点については御了承していただきたいと思います。

○秋元委員

先ほどお話があったとおり、今回的小樽市マンション管理適正化推進計画については、まずは入り口なのだというお話をされました。

もう少しほかの自治体の話をさせていただきますと、今答弁いただいたとおり、少し踏み込んだ目標の設定をしているところがありました。例えば、神奈川県鎌倉市ですと、管理状況の適正化、適正管理の推進を進める上で、施策の効果を数値に表し検証するというもので、数字で表しているのです。埼玉県狭山市にいたっては管理不全のマンションの目標数、現在、市内には何棟の管理不全のマンションがあって、計画の10年後にはそれをゼロにする

という明確な目標を立ておりました。

国の制度認定目標数などを明記している自治体もありますし、私はこれまで議会でもいろいろなことに関連して質問する際にお話しさせていただいたのですが、市の事業はやはり、まずは政策があって、そこに各施策があって、そこに各事業がぶら下がっていると思うのです。そう考えると、明確な目標があって初めて成果、結果を分析できるのだろうと常々、言ってまいりました。

それぞれの目標にいかに近づけていくかで、例えば今回の一つの事業、この目標をどこまで目標達成数値まで引き上げていくかで施策の評価もできますし、施策をどこまで高めることで政策がどうだったのかという判断もできるかと思うのです。

そう考えていくと、これから目標も定めていくというお話でしたけれども、計画期間であります令和16年度までに10年間ありますが、これからアンケート調査していくというお話がありましたら、まずはその中で出た結果も踏まえて、しっかりと明確な目標を立てて進んでいったほうがいいのではないかと思うのです。

この辺、明確な数字を出すというのは、後々、分析したときに達成していない場合に、やはり議会としてはそこについての検証などもしなければならないので、皆さんからしてみると、非常に厳しいかと思うのですけれども、ただ、やはり市民の皆さんのニーズをしっかりと把握した上で事業を進めていくためには欠かせないことだと思いますので、明確な目標についてもう一度答弁をもらえますか。

○（建設）佐藤主幹

今おっしゃられました成果指標の10年後の目標というのでしょうか、その部分の話でございますが、今回の住宅マスタープランの中で成果指標ということで位置づけをして、そこに書いているのが実はマンションの実態把握という数値目標でも何でもない目標を掲げております、正直、全然おっしゃる成果指標ではないとは感じています。10年後の成果指標を示すのであれば、先ほど委員も例示されていらっしゃいました管理不全のマンションをゼロにする。その裏を返せば、例えば適正な管理が行われているマンションの数が何棟あるみたいなことも指標としては考えられるのかと思います。

ただ、今時点では目標を上げるのは、確かに現状把握していない中ですので、難しい状態でございます。そういう結果を踏まえて、今後もう一度検証して、どういう到達点が考えられるのかを考えていきたいとは思っております。

○秋元委員

もう少し中身について、令和7年度以降にマンションの実態調査を含めて事業を進めていくということなのですが、今時点で考えているスケジュール、例えば令和7年度のいつぐらいからアンケート調査をいつぐらいまでに行うのか、またアンケートの内容ですとか、令和7年度のいつアンケート調査をして、事業を実施して、計画期間のいつまでに次のアンケート調査をするみたいなことも考えているのであれば、説明をもらえますか。

○（建設）建築指導課長

令和7年度以降のアンケート調査のスケジュール感でございますが、アンケート調査するに当たって、まず、相手であるところの区分所有者のデータベースの作成から入ろうと予定しております、結構膨大な作業を予想しています。ですから、実務としてスケジュールとしては、令和7年度、8年度あたりでアンケート調査を開始していくべきだと想定しております。

内容としましては、戸数ですか、管理状況といった内容になりますが、それを回数とか、どんな内容といったあたりについては、策定に当たってのマニュアルや他都市のアンケート調査の内容などを見ながら今後、検討していきたいと考えているところでございます。

○秋元委員

先ほどお話ししました、マンションの適正管理を進める上で国においてもいろいろな施策を行っております。以

前もお話をさせていただきましたが、その一つにマンション長寿命化促進税制がありますが、この制度について説明してもらえますか。

○（建設）建築指導課長

マンション長寿命化促進税制についてです。マンション管理計画制度の認定を受けたマンションが長寿命化工事を行った場合、区分所有者の翌年度に支払う固定資産税を2分の1から6分の1の範囲で減額するものでございます。

○秋元委員

それで、この制度を活用するには認定を受けなければならないということだったのですけれども、この認定をするのはどこが認定するのですか。

○（建設）建築指導課長

小樽市が認定することになります。

○秋元委員

そうですね、認定する上で推進計画が必要だということで、以前お話をさせていただきました。

この推進計画を策定することによって、今の税制を活用することができるということでしたが、制度の内容と今回市が推進計画を策定することにより、制度を活用する場合の対象者、手続、そしてメリットについて市ではどのように押さえていますか。

○（建設）建築指導課長

マンション長寿命化促進税制の対象者につきましては、まずマンションの要件といたしまして、築20年以上経過しているマンションということが一つ目です。あと、総戸数が10戸以上。過去に長寿命化工事を行っていること。管理計画認定マンション、小樽市が認定したマンションであることといったあたりが要件となります。あとは、修繕積立金の額を認定基準まで引き上げていること。長寿命化工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に完了していることをやっているマンションが対象者になります。

○秋元委員

実は今年度で促進税制終了してしまうということで大変残念なのですけれども、ただ、促進税制を活用するに当たって、先ほど固定資産税の減額のお話をいただきましたが、以前答弁いただきましたけれども、大前提として、まず小樽市が減額の条例を定めているかどうかが条件になるということでした。

この条例の整備状況はどうでしょうか。もし分かれば、条例があれば、施行期日といいますか、何年に施行されたのかについてお答えいただけますか。

○（建設）建築指導課長

小樽市税条例につきまして、2分の1から6分の1の範囲を定めておりまして、小樽市の場合は3分の1の減額と定めております。

申し訳ありませんが、施行期日は確認しておりませんでしたが、令和5年第2回定例会で条例改正を行っていると承知しております。

○秋元委員

もちろんこれを利用された方はいないですよね。

○（建設）建築指導課長

小樽市として認定制度を始めるのは令和7年度以降になりますので、こちらの税制を使用した方はいらっしゃいません。

○秋元委員

そうなのです。ですから、早くつくっていただきたいということをずっとお話をさせていただいたのです。

先ほどお話があったとおり、この事業は令和7年3月31日までに工事が完了していることが条件になるということですので、国として、今後この制度について何か情報を発信しているのか、逆に市としては何か担当省庁などから通達なりお話なりがあるのか、この辺についてはどうでしょうか。

○（建設）建築指導課長

国土交通省としましては、地方税法を所管している総務省に延長を要望していきたいというお話は聞いております。先ほど資産税課に確認したところ、適用期限が2年延長になりましたということで聞いております。

○秋元委員

2年延長になるということで大変ありがたいのですけれども、ぜひこの制度の周知も含めて、まずはそれに必要な制度の組立てをしっかりと行っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○除排雪について

それでは、除排雪について伺いたいと思います。

まず、小樽市内の各ステーションごとの除雪機械の配備状況について、市所有と全体で、もし分かればお知らせください。

○（建設）維持課長

ステーションごとの除雪機械の配備状況でございますが、現在の実績でお答えさせていただきます。

まず、除雪で使用するグレーダは、第1ステーションが2台、業者持ちが1台、市からの貸与が1台という状況でございます。第2ステーションが2台で業者持ちです。第3ステーションが1台で業者持ちです。第4ステーションが4台で業者持ちです。第5ステーションが2台で業者持ちです。第6ステーションが6台で業者持ちです。第7ステーションが1台で業者持ちの状況でございます。

続きまして、タイヤドーザでございますが、全てのステーションで業者が所有している機械になりまして、第1ステーションが19台、第2ステーションが14台、第3ステーションが7台、第4ステーションが13台、第5ステーションが12台、第6ステーションが12台、第7ステーションが9台となってございます。

最後に、ロータリー除雪車につきましては、業者持ちと貸与が入り混じっているのですが、第1ステーションが7台、そのうち業者持ちが2台、貸与が5台となっております。第2ステーションの5台は全て市からの貸与となっております。第3ステーションの4台は業者持ちが1台、市からの貸与が3台でございます。第4ステーションは6台、業者持ちが3台、市からの貸与が3台でございます。第5ステーションは5台、業者持ちが1台、市からの貸与が4台でございます。第6ステーションの6台は全て市からの貸与となってございます。第7ステーションの3台は全てが市からの貸与となってございます。

○秋元委員

各除雪機械の配備台数なのですが、各ステーションによってばらつきがありますけれども、配備台数はどのように決めているのか。また、この配備台数を変更することはありますか。

○（建設）維持課長

ステーションごとの機械の配備台数の決め方でございますが、まず各地域ごとに除雪の延長が違うこともございまるし、また道路の幅員がそれぞれ違っていたり、勾配などが違うなど、道路状況が違います。そういった作業条件を考慮した上で実績の作業効率といいますか、1キロメートルを行うのにどのくらい時間を要するかを過去から実績を積み上げているのですが、そういった作業効率に基づいて地域に何台必要かを機械ごとに算定しているところでございます。

また、こちらの決め方、そういう配置の変更については考えられるのかにつきましては、今お話ししたとおり、例えば条件が変わったりといった部分で作業効率が変わってくるということでございますと、また、必要な台数も変わってくることがありますので、その場合には変更があり得ると考えてございます。

○秋元委員

先ほど詳細にグレーダ、タイヤドーザ、ロータリー除雪車の各ステーションの保有台数を伺いましたけれども、今年度も一部のステーションで除雪機械が破損するということがあって一部稼働できない期間があったかと思います。そういう場合が生じたとき、例えば複数台あればまた少し状況は違うのでしょうかけれども、今お話を聞くと、例えばグレーダだと二つのステーションが1台しか所有していないのです。

以前からお話しさせていただきましたけれども、もしグレーダとかが破損して稼働できない場合に、周辺のステーションから機械の貸与といいますか、そういう作業の応援みたいなことというのは、現状でそういう応援の体制というのはできるのですか。例えばどこかのステーションでグレーダが故障して動かなくなって、ほかのステーションからグレーダを借りるみたいなことというのはできるのですか。

○（建設）維持課長

除雪機械、例えばグレーダが故障した場合にほかの地域から借りてきたりすることが可能かについて、現在、我々の除雪業務の仕様書の中で再委託という部分については制限が一定ございまして、その中では、ほかの地域に登録されている除雪グレーダですとか、またオペレーターが他の地域で作業することについては重複を認めていないという部分がございまして、現行の仕様書の中ではそういった他のステーションから応援いただくことは、現状難しい状況であると考えております。

○秋元委員

それに対応する何かを考えていかなければならぬのではないかと思いますけれども、その点については現在、何か考えていることはありますか。

○（建設）維持課長

今年度、あるステーションで機械が壊れたことによって、作業が滞ったという事例もございましたので、今後、除排雪作業が滞らないように例えばステーション内でもそういった機械のやりくりができるかですか。今おっしゃられたとおり、ステーション間の中でも調整ができないかについては、まず受託業者からの聞き取りなども行いまして、今後、対応策については検討してまいりたいと考えております。

○秋元委員

仮なのですが、グレーダが1台しかないステーションが二つありますけれども、市の認識としては、本来であればもう1台、2台あったほうが効率よく業務が進むという認識みたいなものはあるのですか。もう少し増やしていきたいみたいなことというのもあるのですか。

○建設部長

除雪機械の話をいろいろと議論されているところでございますが、今回やはり7ステーションで業者持ちのグレーダが1台壊れたということで、市民の方々の生活に非常に影響を及ぼしたことは非常に大きな課題でありますし、解決しなければならないということでも認識しております。

今年に限りましては、できれば、ステーション間を超えて機械を融通できればよかったです、やはり業者持ちの機械でありまして、それがなかなかうまくいかなかった。業者が持っている機械ですから、ほかのステーションで動かすのも契約上どうかということもあるかと非常に思います。

ただ、これから時代、オペレーター不足で、業者の機械の保有というのがなかなか難しくなってきていますので、ここら辺は将来的においては、やはり市が一定程度、機械を保有していくべきなのではないかと思っています。

ロータリー除雪車につきましては、市が保有していますので、一定程度、融通は利くのですけれども、やはりこういったグレーダなどはなかなか夏の作業もないということもありまして、業者は持っていない状況です。将来に向かっては、グレーダが壊れることは想定していませんが、そういった不測の事態に備えてクレーダを市で保有していくといったことも検討していかなければならぬかと思っております。

○秋元委員

いろいろと課題があると思いますけれども、ぜひ対応をよろしくお願ひいたします。

次に、これまで市が民間の所有地を借り上げてといいますか、固定資産税の減免の制度などもいろいろと検討していたと思いますけれども、進捗状況はどのような状況ですか。

○（建設）維持課長

今、市の制度として中規模雪堆積場の確保ということで制度設計を行っている状況です。進捗状況でございますが、現在、関係機関と制度の中身などのすり合わせを行っておりまして、一応見込みとしまして、令和7年4月1日から運用していきたいと考えてございます。

○秋元委員

これから効果についても運用しながら検証していかなければならないだろうと思うのです。雪置場が多ければ多いほど、例えば排雪の効率がよくなったりですとか、除排雪の予算が圧縮されたり、いいこともあると思うのです。

4月1日からというお話でしたが、市としては、周知についてはどういうふうに考えているのか。

また、例えば今年度、初めてステーションの範囲を変更して、緑のハシゴの部分などを行いましたけれども、そういう部分で、いろいろといい部分も課題も出てくるかと思いますが、雪堆積場があることによって、いい部分と、例えば今後、今まで市が保有していた雪堆積場がなくなることによって生じる課題みたいなことというのはありますか。

○（建設）維持課長

まず、中規模雪堆積場の減免制度に係る周知の方法でございますが、現在、広報おたる4月号に掲載するとともに、市のホームページでも4月から周知を図ってまいりたいと考えてございます。

また、例えば、今年行ったステーションの範囲の変更などは行いましたが、それに関連してというか、雪堆積場が地域にあるのとないのとでは、よい点と、なくて支障がある部分だとかいろいろあります。そういったところにつきましては、まず雪堆積場が地域にあるということでいきますと、既存の雪堆積場に運ぶよりも例えば運搬距離が短くなるということで、効果としましては少ないダンプトラックで効率的な排雪作業が可能になる効果があると考えてございます。

なくなつて支障があると考えられることにつきましては、その逆でございまして、遠くの雪を置く場所にまで運ばなければならぬということで、排雪作業の時間が長くかかつたりですとか、ダンプの台数を多く確保しなければならないという支障が出てくるものと考えてございます。

○秋元委員

前も話がありましたけれども、例えば旧緑小学校跡地に雪堆積をしていますが、今後、使えなくなると思います。この影響というのはかなり大きな影響があると思いますけれども、これに対しての市の考え方といいますか、もちろん違う場所を探すのか、あのぐらいの規模の空き地はなかなかないですから、そうなると、やはり排雪費が膨らむことも考えられますけれども、これについて市ではどのように考えていますか。

○（建設）維持課長

ただいま旧緑小学校の跡地の雪堆積場のお話をいただきました。今後、使えなくなることが見込まれておりますで、なくなるとどのような問題があるかということでいうと、旧緑小学校は、今、主に緑の周辺の排雪路線の雪を多く搬入しているところでございまして、また富岡の一部もこちらに入れている実績があるのですが、なくなるなりますと、現状では近くに似たような堆積場がございませんので、中央ふ頭基部に運ぶ必要が出てくると思います。そうなりますと、運搬距離が増えまして、ダンプの効率が悪くなつてくることが考えられます。

今後、市としてどう考えていくかということでございますと、やはり同じような規模の中規模雪堆積場が付近にあると、引き続き、これからも少ない台数でも効率的にできると思うのですが、今後、4月にできる中規模雪堆積

場の減免制度などを活用して広く周知を図ることで、そういった情報をいただくとともに、市からもいろいろ情報発信したりとか、土地所有者の方などとも話をしながら確保に努めていきたいと考えております。

○秋元委員

非常に厳しい状況だと思いますけれども、ぜひお願いします。

貸出ダンプ制度の陳情が出ていましたけれども、この制度を今後どう考えていくのだということは以前にも質問しました。現在、作業状況といいますか、この辺についてはどういう状況なのか。また、制度はいつぐらいをめどに考えているのか、伺いたいと思います。

○（建設）維持課長

貸出ダンプ制度の見直しに関する進捗状況でございましたが、現時点では具体的な見直しは行っておりませんで、今、例えば過去の受付している利用団体ですとか、積込み業者など、そういった部分のデータ整理を行っている状況でございます。

あと、今後のめどでございますが、現時点では、いつまでにどのようなというスケジュール感は固まってはいないのですが、小樽市雪対策基本計画の中でも今後、貸出ダンプ制度の在り方につきましては考えていくことで記載もありますので、その計画の中で併せながら、今後、考えていきたいと思っております。

○秋元委員

◎街路防犯灯設置費補助金の見直しについて

初めに、質問というよりはお礼なのですけれども、街路防犯灯設置費補助金制度であります。

令和5年第3回定例会で質問させていただきまして、ある町内会の会長から市道整備に関連して電柱を移設しなければならない。その際にそこに設置してある防犯灯の移設費用を町内会が負担しなければならないのはおかしいのではないかというお話をいただいて、これも令和5年第3回定例会で議論させていただきまして、今回の制度の中に組み込んでいただきました。

移設費の2分の1、最大2万7,000円を限度として助成していただくということで、予算が通ったら町内会の関係の皆さん、またこれに関わって今後、町内会で負担しなくてもよくなる部分が非常に大きくなると思っておりますので、この点はまずはお礼を言っておきたいと思います。

◎小樽公園再整備に係る都市再生整備計画について

次に、小樽公園について、2点ほど確認させていただきたいのです。今回、点ではなくて面で指定して、計画区域の中にある様々な事業について整備計画を国土交通大臣に提出して、事業を進めていくというお話がありました。

予算についても補助率が2分の1ということなのですけれども、まず、計画区域の中で事業を行う場合、国土交通大臣にその都度計画を出さなければならないのかについてはどうでしょうか。

○（建設）建設事業室主幹

都市再生整備計画についてですが、現状では、まずやる事業として記載されておりますが、今後また新たに事業が追加される場合につきましては、変更計画として新たに追記していく形になります。

○秋元委員

ほかの起債との併用はできるのですか。

○（建設）建設事業室主幹

今、都市構造再編集中支援事業とその他の社会資本整備総合交付金などの併用は可能となっております。

○秋元委員

例えば小樽市でよく使う過疎対策事業債ですか、緊急防災・減災事業債みたいなものは併用できるのですか。

○（建設）建設事業室主幹

今、委員がおっしゃられた過疎債ですか、緊急防災・減災事業債などの併用も可能となっております。

○秋元委員

◎色内ふ頭（中央下水終末処理場）護岸老朽化対策について

先ほどもお話がありましたが、港湾整備で、南側護岸に既に海上保安庁が停泊されているようです。

以前もそうだったのですけれども、キュービクルとかがあったのですが、そういうものはもう既に移設が終わって供用開始されているのか、この辺についてはどうでしょうか。

○（水道）下水道事業課長

南側護岸の海上保安庁で使っているものは、第2号ふ頭から色内ふ頭に移設しております。供用は開始しております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時35分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○中鉢委員

◎中規模雪堆積場について

中規模雪堆積場について質問させていただきたいと思います。

昨年度より議論されております中規模雪堆積場についてでございますが、固定資産税の減免を用いた中規模雪堆積場ですが、市として求めているのはどのような土地であるのか、お答えください。

○（建設）維持課長

市として求めているのはどのような土地であるかについてでございますが、中規模雪堆積場として使用させていただく土地の主な要件で申し上げますと、まず、市が行う運搬排雪のダンプトラックが搬入可能な土地であることや用地境界部があること、また、おおむね2,000平方メートル以上使用できる土地であること、使用期間につきましては12月1日から5月31日までの6か月間使用できる土地など複数の要件を定めまして、これらの要件に合致する土地を雪堆積場として使用させていただきたいと考えております。

○中鉢委員

重点地域、もしくはこの地域は既存の堆積場で足りているという、必要としていませんという地域などがあればお示しください。

○（建設）維持課長

重点地域でございますが、現在、常時開設している雪堆積場が1か所しかない地域がございまして、銭函の地域です。そちらでは確保したいと考えているところでございます。

また、既存の雪堆積場で足りている地域につきましては、地域内に雪堆積場が6か所あります北地域、第1ステーションの地域です。こちらにおきましては比較的、足りているものと認識しているところですが、一方で中規模雪堆積場を確保することで、少ないダンプトラックで効率的な排雪作業が可能となりますことから、地域に限定せずに確保してまいりたいと考えております。

○中鉢委員

先ほど白濱委員、秋元委員からも触れられた部分がございましたが、この中規模雪堆積場の減免措置はどのようなスケジュールで告知して、探す予定でしょうか。事業の詳細の決定時期も併せてお示しください。

○（建設）維持課長

告知のスケジュールについてでございますが、広報おたる4月号に掲載するとともに市のホームページで4月から周知を図ってまいりたいと考えております。

また、探すスケジュールについてでございますが、昨年から候補地の選定作業を進めておりますので、令和7年度からの確保を目指して土地所有者との協議を行ってまいりたいと考えております。

なお、この事業の詳細決定時期につきましては、令和7年4月1日からの運用を開始したいと考えております。

○中鉢委員

我々市議会議員、特に建設常任委員会の委員は、やはりいかに人手不足の中、オペレーター不足の中、効率的な除排雪サービスを市民に届けるに当たって、中規模雪堆積場の固定資産税の減免措置は画期的な取組であると思っています。

中規模雪堆積場の固定資産税の減免措置の取組で参考にされた自治体があるのか、お示しください。

○（建設）維持課長

制度設計に当たりまして、参考にした自治体についてでございますが、他の自治体におきましては道路管理者が使用する中規模雪堆積場に係るこのような固定資産税等を減免する制度は、調べていく中では、我々は見つけられませんでしたので、小樽市独自の制度設計を行ったものでございます。

○中鉢委員

そうなると、先進事例というか、本当に画期的な取組だと思いますので、ぜひとも成功させて、全国的に小樽市の取組が評価されるようにしていきたいと思うわけです。

私もよく知る不動産会社の方に、提供していただける土地がないのかを尋ねてみたことがあります。そうしますと、不動産会社も自社で所有しているのではなくて、所有者から管理を任せられているケースというのが大変多いということで、いざ不動産会社が土地の所有者聞くと、それをやって何の得があるのかという率直な疑問を投げかけられるそうです。来年度の冬からは一定程度のそのような提供者側に得があるということで、もしかするとうまくいくのかと思う部分もあるわけですが、そのような方から声があるのは、駐車場にも畑にもしていないのだけれども、雪が解けた後に砂やごみが残るのではないかと、そこまで面倒を見てくれるのだろうかみたいなことを言われたケースがあるようあります。

そこでお聞きしますが、現在の制度設計中で、詳細は4月1日からということですが、雪解け後の対応はどのような対応を考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

○（建設）維持課長

雪解け後の対応につきましては、ごみ拾いなどの清掃は市で行うことを条件に、土地をお貸しいただくことを考えておりませんので、融雪後の清掃は行ってまいりたいと考えております。

○中鉢委員

それは、多分、結構ポイントになってくる事項かと思いました。

来期の冬は、より効率的な除排雪の位置づけのために雪堆積場を見つけてほしいと思っておりますが、以前、銭函の雪堆積場が足りないということで私もいろいろなところに当たっていこうかと思っている部分があるのです。例えば、銭函工業団地内の、具体的な事業者名は挙げないほうがいいと思うので挙げませんけれども、広大な敷地をお持ちの会社があって、気になって会社の敷地を外周、車であるとか、JRで見ると確かに敷地内の雪を寄せているところはあるのですが、受け入れてくれそうなだけの空いている土地がまだあるように見えた事業

者がありました。銭函3丁目でも、なかなか工業団地の中でも建物が建たない土地もあります。そのような所有者に対して工業団地組合、もしくは産業港湾部産業振興課などを通してアプローチしてみてはいかがかと思います。

あと、道道小樽石狩線、銭函の海岸線、おたるドリームビーチなどに向かう道道なのですけれども、海岸線と道の間にも駐車場の土地などがあるって、そこは市の土地であればよいと思ったりもするわけですが、北海道や国の土地であれば、移管してもらえば活用が可能なのかと考えます。

また、国や道の土地の移管、許可があれば、山や河川、海岸線の近くには国や道の土地は存在しますし、具体的な例を挙げますと、桜の旧海上技術学校ですが、所有はまだ国、財務省には移管されていません、独立行政法人海技教育機構であるようです。5号線からのアプローチには、ダンプにとっては厳しい坂ではありますが、望洋台側からであればアプローチは可能ですし、かなりの量が堆積できるのではないかと考えます。

今、長々としゃべりましたけれども、私の考え得る候補地を例示しましたが、恐らく建設部でもいろいろともちろん考えていることはあると思います。今、私が述べましたようなことについての可能性について、見解をお伺いできますでしょうか。

○（建設）維持課長

ただいま委員から様々な土地の御提案がありました。建設部におきましても、先ほど申し上げましたとおり、昨年から候補地を選定する作業を進めてはおりますが、今、委員がおっしゃられたとおり、今後は企業の情報とかが分かっている産業港湾部との連携を図るなど、そういった土地を提供していただける方へのアプローチの仕方といった方法についても検討して雪堆積場の確保に努めていきたいと考えております。

○中鉢委員

除排雪の技術も進んでいますけれども、今、現実的に効率を高めて、除雪の即応性や質を上げるための数少ない方策であると思います。雪のシーズンは終わって少しほっとしたタイミングであるかと思いますが、一段落つきましたら、こちらにも注力していただければと思います。

◎ポットホールの修繕について

続きまして、ポットホールの修繕とコンクリート舗装について質問を移したいと思います。

今冬の除排雪は、個人的に見て1月までは少雪で、そのときにも早めの対応が功を奏して2月の大雪にも大きな混乱を招かなかったと思って見ております。

報告の中でも今冬のデータを提示していただきましたが、ポットホールは例年よりも多いような気がしますが、見解はいかがでしょうか。

○（建設）維持課長

ポットホールでございますが、委員もおっしゃられるとおり、現在、舗装の補修が必要な箇所というのは、年々増加傾向にあるのかと我々も考えてございます。

○中鉢委員

この冬、ポットホールが多くなった原因はどのように捉えておられますか、お聞かせください。

○（建設）維持課長

ポットホールの原因は様々あると言われておりますが、主な原因といたしましては、舗装のひび割れから降雨や融雪水が舗装内部へ浸透して、舗装の下の路盤の上部に滯水することで通過する車両の荷重を支える力が低下し、その状態で車両の繰り返し荷重や気温低下による凍結により、ひび割れが拡大して、そのひび割れやくぼみ、穴が発生するものと捉えております。

○中鉢委員

この冬はそんなに冷え込むことは少なかったのですけれども、小刻みな凍結、融解を繰り返してポットホールが大きくなつたと理解いたしました。

今、ポットホールの対応に追われている最中であると思いますが、先ほど白濱委員からもございましたが、全て常温合材で対応されているでしょうか、一応御答弁願います。

○（建設）維持課長

ポットホールなどを舗装の破損箇所の補修についてでございますが、緊急性があつて応急措置の必要がある場合やアスファルトのプラントから加熱合材が出荷されない期間につきましては常温合材で補修を行つており、全てを常温合材で補修しているわけではございません。

○中鉢委員

それで、具体的な路線名の話になるのですけれども、市道の中にあってポンナイ川沿線、谷地線は下手稻通の延長の市道であります。それに加えて、錢函山手線は錢函インターチェンジから国道337号へとつながる市道ですが、これらに共通するのは、市道にしては交通量が多く、大型車の割合が多いことであります。大きくて深いポットホールが数多くあり、毎年これは発生しております。また、錢函山手線では塑性変形も起きていて、アスファルトのたわみが起きているところがあります。

そこでお聞きいたします。市道の舗装と路盤の厚さは何段階かに分けているのでしょうか。分けていれば、どのような数字を基に分けているのか、お示しください。

○（建設）建設課長

市道の舗装の厚さにつきましては、臨時市道整備事業では主に大型車両交通のほとんどない生活道路での改良であることから、これまでの経験則で舗装厚、アスファルト舗装厚が5センチメートル、路盤厚が45センチメートル、層厚50センチメートルで改良を行つてあるところであります。

一方で、中央通など大型車両の通行の多い道路ではアスファルト舗装要綱に基づきまして、大型車両の交通量や路床の支持力などに応じて、3段階で舗装厚を区分しております。

具体的には、アスファルト舗装厚は12センチメートルのもの、15センチメートルのもの、26センチメートルのもの、この3区分となっております。また、路盤厚につきましては56センチメートル、67センチメートル、70センチメートルの3段階の区分があります。

○中鉢委員

それでは、先ほど私が例示しましたポンナイ川沿線、谷地線、錢函山手線などは、それぞれ3段階のうち、どの段階にあるかということがお分かりでしたらお聞かせください。

○（建設）建設課長

ポンナイ川沿線と谷地線につきましては、先ほど申し上げた舗装厚で申し上げますと、アスファルト舗装厚が12センチメートルで、路盤厚が70センチメートルとなってございます。錢函山手線につきましては手元に資料がなくて、お答えできません。

○中鉢委員

私も市道の路線マップを見ながら、恐らく今、私が挙げたところが大型車の荷重のかかる車両が多くて交通量が一番多い場所かなと思ったのです。舗装厚については3段階中一番薄いということでありますので、経験則等でということもございましたが、しっかり厚めの舗装をしていただくことがイコール、ポットホールが出ないところになるのか、私も専門的な部分は分かりませんけれども、検討していただきたいと思います。

ポンナイ川沿線、谷地線の舗装の規格の見直しが必要ではないかという感じがするのですが、いかがでしょうか。

○（建設）建設課長

市道ポンナイ川沿線、谷地線の舗装につきましては、今年度、舗装改良の基礎的な調査といたしまして、わだちぼれ、ひび割れの程度などを調査いたしまして、改良の必要性が高いことを確認したところであります。

今後、この調査結果を基に、舗装改良の内容について検討してまいりたいと考えております。

○中鉢委員

状況は現認していただいているということで理解いたしました。

コンクリート舗装も耐久性があるやに聞いておりますが、コンクリートも価格高騰しているとお聞きします。また、原油が高騰している折ですので、アスファルトも高騰しているのだろうと思います。

コンクリート舗装の実績は、ここ近年であるでしょうか。ひとまず、それをお聞きしたいと思います。

○（建設）建設課長

本市の市道でコンクリート舗装を行っている箇所につきましては、市道塩谷蘭島山手通線や長橋小学校通線の各トンネル内に置いて実施してございます。こちらにつきましては、アスファルト舗装より照明の反射率が高いことから、できるだけ明るいものを選定するという理由からコンクリート舗装となっております。

○中鉢委員

確かにトンネルの中はコンクリート舗装がされているというのは思って見ておりましたが、恐らく近年はあまりコンクリート舗装がないのかと思いますけれども、舗装の単価の変遷のようなものが分かるものがあれば、お示しいただきたいと思います。

○（建設）建設課長

アスファルト単価の変遷ということでございますが、車道の表層で使われます細粒度ギャップアスファルト混合物の直近5年の1トン当たりの単価で申し上げますと、令和2年度は1万3,950円、令和3年度は1万4,400円、令和4年度は1万4,850円、令和5年度は1万7,600円、令和6年度は1万7,600円となっており、単価は年々増加している状況であります。

○中鉢委員

費用的側面、維持管理も勘案してコンクリート舗装の可能性につきまして御答弁いただけますでしょうか。

○（建設）建設課長

コンクリート舗装の採用についてですが、アスファルト舗装と比べまして、やはりメリットとデメリットがございます。コンクリート舗装は、アスファルト舗装と比べまして耐久性が高く荷重にも強いというメリットがありますが、一方で施工に時間を要し、施工中の交通規制による影響が大きいことから、施工性が悪く、施工費用も高価であるなどのデメリットがあると言われておりますので、市道で採用する場所については今後、十分な検討が必要と考えております。

○中鉢委員

いろいろな側面で物事を捉えなければならないので、私も専門家ではないのでコンクリート舗装がいいのか、耐久性があるということでそのような質問をさせていただきましたが、望むのは安全な道路を望んでおりますので、検討いただきて、よりよい形にしていただければなと思います。

ここ数年、市内で新幹線の工事が多く行われていて、その残土を運ぶダンプの往来が市内で増えています。その中には市道の部分もあるかと思いますが、そういう道路の舗装の状況についてはいかがでしょうか。

○（建設）維持課長

ここ数年でダンプトラックの往来が増えている市道でございますが、桂岡本通線があると考えております。こちらの市道におきましては、これまで部分的に舗装の穴などが見られる状況でございまして、市でも舗装の補修を行っている状況でございます。

○中鉢委員

では、舗装の修繕をトンネルの工事事業者に求めるることはできるのでしょうか。

○（建設）維持課長

舗装の修繕を新幹線の工事事業者に求めるについてでございますが、新幹線の工事が始まる前に、現地に行

って、新幹線工事の発注者でございます独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構と請負業者、あと市の三者で現地で舗装の状況についてあらかじめ事前に確認しております。

今後において、新幹線の工事の影響でダンプトラックの往来によって考えられる損傷があった場合につきましては、この三者で改めて協議を行うということで打合せを行っておりますので、工事の影響による損傷が発生した場合には、修理費用などについて協議してまいりたいと考えております。

○中鉢委員

◎街路防犯灯設置費補助金の見直しについて

報告を受けて、私も街路防犯灯設置費補助金の見直しについて、質問させていただきたいと思います。

先ほど来、白濱委員、そして秋元委員からもこれについて触れられる質問がございましたが、少しダブるところもございますが、質問させていただきたいと思います。

街路防犯灯設置費補助金制度の見直しについてですが、事業名は補助金制度となっていますが、制度の変更内容の中身では助成となっています。補助事業は申請すれば、申請項目の不備や書類の欠損などがないケースであれば、全て受託される、採択されるものと理解してよろしいでしょうか。

○（建設）庶務課長

報告資料にございます制度名が補助制度となっている。その一方で、内容の説明文では、助成と表記していることについてでございますが、制度の名称は以前から使用しているものでございまして、新年度予算要求を行う際に使用している予算上の事業名が街路防犯灯設置費補助金となってございます。

また、この設置費補助金制度は何に基づいているのかと言いますと、小樽市街路防犯灯助成規則に基づき支援を行っておりますので、制度内容の説明としては、助成という言葉を使用させていただいているところでございます。

この取扱いについてなのですが、財政部にも確認させていただいたのですが、予算の補正が可能かどうかで名称を区別して使っているわけではなくて、事業名は当時の原課の考え方や、府内議論の結果としてついているものでございまして、実際に補助金でも補正を対応しているとのことでございます。

いずれにいたしましても、予算執行に当たりましては、助成の申請があった際は、要件に合致さえすれば申請を受理いたしまして、設置費用の一部を助成するという制度でございますので、他の事業同様、まずは予算内で執行を行うことを基本としつつ、もし年度途中で予算不足が生じると見込まれる場合には補正予算で対応してまいりたいと考えてございます。

なお、御指摘のとおり事業名と説明の表現が違うということで、事業名についてもこれまで継続して実施しております、町内会等へも一定の理解が進んでいると考えておりますので、今の時点では変更は考へてはございませんけれども、制度の変更内容が正確に伝わるように周知についてはしっかりと行ってまいりたいと考えてございます。

○中鉢委員

細かいところを見る方がいるかどうか分かりませんけれども、通常、補助金というと一定の審査とかがあつて一定数が採択されないというのが多くの補助金で、助成というのは書類に不備さえなければ、ほぼ通しますというのが助成だと、補正予算する、しないというのもあるのかと思いますが、多くの場合、国の補助金とか助成金を見ていると、そういうところが補助金と助成金のボーダーなのかという気がするものですから、助成金制度が正しいのかなと思いましたが、利用者の方が理解されていれば特段問題はないのかとは思います。

いずれにしましても、この見直しは町内会の活動をされている方にはとても喜ばしいことだと思います。この見直しの中のLED灯の更新・新設、支柱の新設、直近3年度の件数をお示しくださいという質問を用意しましたが、資料要求で出していただきました。新設が減って更新がこれからどんどん増えてくるというのが直近3年度の数字を見ても傾向としてあるとは理解いたしました。

助成金の上限が大幅に上がっておりまます。そこが一番大きい見直しの点だと思います。先ほど白濱委員から支柱の新設についての実勢価格については御答弁いただきましたが、更新・新設、支柱の新設もですが、おおむねどの程度の費用がかかっているのか、把握していますか。概算の実勢価格で結構ですので、お示しください。

○（建設）庶務課長

工事に関する実勢価格についてのお尋ねですが、このたびの制度の見直しに当たって町内会の皆さんのが工事を依頼している複数の業者からいただいた実際の工事価格でお答えさせていただきます。

LED灯具の新設及び更新につきましては、いずれも税込みで6万円から7万円程度となってございます。

○中鉢委員

補助率が2分の1ですが、ほぼ2分の1が近く出るものと理解いたしました。

私の入っております町内会の町内会費の支出、先日、総会もあったものですから、資料を見ましたけれども、電気料金の高騰もあって、お祭りの費用の次に大きい支出が電気料金と街路灯の維持費となっていました。

町内会の規模などによっては、電気料金や維持費が町内会費を圧迫していると思いますが、街路灯の撤去という事例はないのでしょうか、お聞かせください。

○（建設）庶務課長

幾つかの町内会に街路防犯灯の維持に関する現状についてお話を伺ったところ、維持費が大変だという理由で現在使用している街路防犯灯を自ら撤去するというお話を聞きしたことはございません。やはり一度設置したものを使えるのに撤去するのは非常に難しいようで、撤去しようすると、近隣の地先の住民の方から、すぐ町内会へ、なぜ撤去するのだと苦情が来ると伺っております。

○中鉢委員

一度設置してもらうと撤去するのはなかなか難しいというのを理解しました。

報告の中で事業目的と効果の最初に、街路防犯灯を設置する団体もしくは個人に対してというのがあって、個人で防犯灯をつけているケースが市内にあるのか、どういうような箇所、どういうケースなのかが分かればお聞かせください。

○（建設）庶務課長

現在、私どもに助成の申請をいただいている方々を見ますと、個人はございません。ただ、個人の方でも公の、不特定多数のために道路の照明を自費でもつけていている方も中には今後、申請が出てくるかもしれませんので、こういった方々に対しては助成を行えるような形で対応してまいりたいと考えてございます。

○中鉢委員

今後、起こり得るケースを想定して個人を入れているということで理解いたしました。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○高野委員

◎街路防犯灯設置費補助金の見直しについて

まず、街路防犯灯についてなですけれども、街路防犯灯の役割と目的についてお知らせください。

○（建設）庶務課長

街路防犯灯の役割についてでございます。街路防犯灯には夜間における治安の維持及び交通の安全を図るという役割があり、そのような役割を持つ街路防犯灯の設置費や維持の一部を本市では小樽市街路防犯灯助成規則に基づきまして、街路防犯灯を設置、維持管理する町内会や商店街などの団体、もしくは個人に対して助成金を交付しております。そうすることで、設置費の負担を軽減し、長く街路防犯灯の維持管理を行っていただく目的で実施しております。

○高野委員

今回、制度を見直しということだったのですが、これまでこうした見直しをしたことはあるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

見直しの中身については、助成制度自体の始まりが昭和37年度からですので、制度発足時はそれこそ白熱灯や、従来の水銀灯といったものから始まっております。かなり歴史の長い制度なものでございますから、まず該当の種類にLEDが15年ぐらい前に追加になったりだと、その前ですと、ナトリウム灯、無電極灯と様々な省エネ電灯が開発されて助成の対象として追加したりとか、当然、金額も見直しがなされたりといったことはございました。

○高野委員

街路防犯灯の助成対象や助成が行われるまでの流れについて、お知らせください。

○（建設）庶務課長

設置費の助成対象につきましては、夜間における治安の維持及び交通の安全を図るために設置する街路防犯灯及びその支柱が対象になってございます。

ただし、公的機関が保有する街路防犯灯ですとか、道路を照らすことが主目的ではない照明、それから特定の人だけが利用する照明は助成の対象となってはございません。

次に、助成を受けるまでの流れについてでございますが、現在、助成金を申請される主な団体は街路防犯灯を維持管理する町内会や商店街の皆さんで、申請窓口は建設部庶務課となってございます。

申請に当たりましては、毎年5月中に助成金交付申請書や工事見積書などの必要書類を市に提出していただきます。その後、本市の担当者が設置現場の確認を行いまして、審査を行った後に助成金の交付決定を行います。

○高野委員

資料では市内の街路防犯灯は1万4,270灯とされていますけれども、自治体によって街路防犯灯の設置間隔が20メートルとか、25メートル間隔という定めをされているところがあるのですが、本市ではどのような取決めでされているのでしょうか。

○（建設）庶務課長

街路防犯灯の設置間隔につきましては、本市におきましては特に取決めはございません。ただし、助成の申請があつた際には、本市では設置箇所の確認を必ず行うことにしてございますので、周囲にある既存の街灯などの状況を確認した上で、助成金の交付決定を行っております。

○高野委員

取決めはないということでしたけれども、必ず見てされるということでした。

助成が認められないケースの設置はあったのでしょうか。

○（建設）庶務課長

近年では、助成を認めなかったケースというのはございません。

○高野委員

取決めがないということでしたので、本市では設置しやすい状況が分かりました。

町内会で負担をしなければいけないところがやはり気になっています。街路防犯灯をLED化することでエネル

ギーの消費が少なく、環境負荷と電気代の経費削減になるとなっていましたが、物価高騰の影響でLED化しても電気代が上昇しているお話を聞いていますが、実際はどうなのでしょうか。

○（建設）庶務課長

街路防犯灯のLED化につきましては、平成27年度から令和2年度までの6か年で本市が設置費の9割を補助する街路防犯灯LED化推進事業によりLED化を推し進めてまいりました。

その結果、町内会等の皆さんのが負担したLED化前の年間の電気代は市内全体で平成26年度は約9,000万円でしたが、LED化後はその半分以下まで下がりまして、現在は電気代高騰の影響はあるものの、ここ数年の年間の電気代は約5,000万円で推移しております。

○高野委員

物価上昇しているけれども、まだ電気代が抑えられているということが分かりました。

LEDに更新してきた街路防犯灯は10年経過しているということで、今後、更新も控えている状況があります。先ほど目的にもあったように、街路防犯灯は住民に対しても安心な地域という印象を与えることにもなって今後、役割や目的からも必要になっています。

町内会の世帯数減少に伴う町内会の収入減少により、市の助成を受けても設置ができないとか維持ができないといったことがないように、町内会への支援も含めてぜひ努めていただきたいと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○（建設）庶務課長

本市の助成制度につきましては、先ほども若干触れさせていただきましたが、小樽市街路防犯灯助成規則ということで昭和37年に設置した規則に基づきまして、長いこと支援させていただいております。歴史の長い助成制度でございますが、これまでにも制度の見直しを重ねながら、町内会の皆さんには長きにわたりまして街路防犯灯を維持管理してもらい、地域の安全を守っていただきました。

本市といたしましても、地域の安心・安全を守るために、街路防犯灯の維持は必要不可欠であると考えてございますので、今後も町内会等に対する支援を継続してまいりたいと考えてございます。

○高野委員

町内会の方からも増額を求める声も聞いていますし、日本共産党としても市長への予算要望の中でも増額を求めてきましたので、今回こうした予算が上げられていることは本当にうれしく思っています。

○小樽公園再整備に係る都市再生整備計画について

次に、気になった点だったのですけれども、小樽公園再整備に係る都市再生整備計画についてです。

整備するに当たり国の交付金を活用したいというお話を以前からも聞いていたのですけれども、今回の報告では小樽駅までということで、かなり広いという感じがしているのです。交通ネットの中心ということで小樽駅を含むのだというお話があったのですが、なぜここまで広げたのか、その理由について説明願います。

○（建設）建設事業室主幹

このエリア設定を小樽駅まで入れた根拠につきましては、今、地域づくりの拠点として小樽公園を整備するという中で、交通ネットワークの要となる居住している市民の皆様が使う小樽駅、ここまで直線距離で1キロメートルぐらいあるというところがありまして、そこまでの小樽駅と小樽公園の距離を考えて、アクセスを考えるところで、このエリアを設定したところになっております。

○高野委員

ということは、交通アクセスまで考えて広げないと、国の交付金の対象にならないことなのでしょうか。

○（建設）建設事業室主幹

このエリアの設定につきましては、考え方は任意のものとなっておりますので、必ず小樽駅を含めなければ交付

金がもらえないということではないと考えております。

○高野委員

絶対ではないということでしたけれども、広いので驚きました。

◎水道料金及び下水道使用料の現況について

あと、水道料金及び下水道使用料の現況について説明がありました。資料を見る限り、基本水量に満たない世帯がこの間、増えている状況があるのですけれども、それでも基本水量、基本料金の見直しは今のところを行わないという判断なのでしょうか。

○(水道) 総務課長

基本水量に満たない世帯が全体として4割ぐらいいるのは把握しているところなのですが、見直しを行わないというよりは、まず国の動向などの情報収集に努めて、その後に慎重に判断していきたいと考えているところでございます。

○高野委員

国の動向を見ながらということでしたが、ただ、気になったのは家事及び業務用の基本数量2か月20立方メートルから12立方メートルということでした。この間、いろいろやり取りをする中で、やはり20立方メートルも使っていないけれども、料金を支払っているところがありましたし、4割の方が基本水量に満たない状況があるということでした。

この間も何回か見直しをしていくという話があったのですが、そうであれば幾つか例というか、12立方メートルだったり16立方メートルということを出して、それで今こういう状況なのだということも示してもよかったですではないかとは思ったのです。その辺は何かいろいろな基本水量や料金などの検討はされなかったのでしょうか。

○(水道) 総務課長

報告にあるとおりなのですが、グラフの中にも書いているのと、その分析についてになるのですが、12立方メートルの水量に切り替えたときにどのぐらいになるかという検討などもしております。ほかの検討もしているのですが、あえて12立方メートルを検討した内容をこのグラフに載せさせてもらっているのが今の状況となっております。

○高野委員

施設とかを維持するためにある程度の負担は仕方ない部分はやはりあるのかと思うのですけれども、ほとんど水道を使っていないのに、使っている方と同じ料金を支払っている状況はやはり改善しなければいけないのかと思いますので、そういう点を踏まえて今後ぜひ考えていただきたいと思います。

◎議案第34号市道路線の変更について

次に、議案第34号について市道路線の変更についての説明がありましたけれども、改めてなぜ変更するのか御説明願います。

○(建設) 用地管理課長

議案第34号は資料が二つあります、2枚目の地図になります。赤い線と白抜きの線がございます。こちらはもともと1本の市道でございました。

白い線のところに関しては、今後、北海道新幹線建設事業に伴う新小樽変電所の建設用地と計画がされました、こここの白抜きの沿線に住んでいる方々の敷地などを事業者側で購入して、全て移転補償したことを確認しましたので、もうこちらの道路を使って何か不具合を感じる市民の方がいなくなつたということと判断しましたので、当市としてはこちらの変更をすることになりました。

○高野委員

この変更の部分には、ほとんど住宅がない状況だとも聞いています。しかし、ふだん住んでいないけれども、雪が解けた頃に戻ってくる方もいると聞いたものでしたから、先日、見に行ったのです。新幹線の工事の関係で、道

路が通行止めになっていて、住宅の状況などは確認ができませんでした。今後、市道路線を変更して道路が使えなくなったら、そこに住んでいる方などが困ることになるのではないかとは心配があるのですが、そこも全然心配ないですということなのか、確認したいのですが、どうでしょうか。

○（建設）用地管理課長

こちら、今、変更で廃止する路線の沿線一帯が変電所用地となることから、この付近のところにまだ敷地を持つおられることは考えづらいかと捉えています。

現在、こちらは工事で通行止めをしている関係上で、違う場所の御意見なのかという感じもしなくはないですが、当該変更に関わる沿線住民の方々がまだいらっしゃることはございませんので、その心配はございません。

○高野委員

心配がないということで、安心しました。

◎令和6年度除排雪の状況について

次に、除排雪の状況について伺いたいと思います。

令和5年度よりも雪が少ない状況だということが説明の中でも分かりました。しかし、除雪後の苦情が増えているのかと思うのですけれども、増加している要因がもし分かれば、お知らせください。

○（建設）維持課長

除雪後の苦情が増えている要因でございますが、現時点では詳しい検証などはできていないのですが、考えられる範囲でお答えさせていただきますと、今年度におきましては、除雪の第2ステーションと第6ステーションが地区的見直しを行っております。その中で、これまで除雪第6ステーションで作業を行っていたところが、今年度に第2ステーションに変わったという部分で、これまでの回り方の順番や、除雪作業を行う時間帯、また、やり方といった部分を含めて、昨年度までと違う部分があることが考えられます。そういう部分が、恐らく除雪後の苦情として、仕上がり方が違うですといった部分の声につながっている可能性もあるという印象でございます。

○高野委員

今回ステーションの見直しをされたので、そういう部分もあるのかということでした。

市民の声のその他になるか分からないのですけれども、昨日、住民の方から、除雪の問合せをステーションにしたら、こちらに言われても困るから市に直接言ってほしいということを言われて困ったという話を聞きました。

先日、行われた町内会の除雪懇談会の中でもそういったお話が出されていましたが、ステーションに電話したらいいのか、市に連絡したらいいのか分からないといった問合せに関する連絡というか、相談というか、そういうのはあるのでしょうか。

○（建設）維持課長

ただいま、ステーションへの市民の方からの問合せの対応についてお話しいただきました。

我々が考えているのは、まず、除雪ステーションというのは、市が行っている除雪は市民の方々の要望だとか苦情とかを受け付ける総合的な窓口という位置づけをしております。基本的には今回そのようなお話で対応されたという今お話を聞きましたが、それは我々が求めている対応ではなくて、例えば恐らく排雪といった、市と協議を行わなければならない作業についての問合せですと、その場でできる、できないという回答ができる場合があるかとは思うのです。そういう場合でも、一度、市と相談して改めて御報告いたしますという対応が正しいのかと思います。

我々も、市民の方から連絡を受けた場合には、作業ができる、できないというのは、業者と話を詰めなければならぬ部分がありますので、そういう場合は、業者と詰めながら回答するような形、対応を取らせていただいております。統一的な考え方でいきますと、やはり答えられないではなくて、協議して改めて報告しますという対応が正しいと思います。

今後そういう事実があるということでございましたら、事あるごとに、我々もステーションとの会議の中では、接遇対しては、ルールの中でそのような対応をお願いしている部分があるということを、改めて、その辺ルールに基づいて対応するようにということは周知を徹底してまいりたいと思います。

○高野委員

1人だけではなくて、複数の方からそういう話を伺ったりしていますので、こちらに電話してあちらに電話してとなったら、やはり市民の方が混乱すると思いますので、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

◎小樽市立地適正化計画について

次に、小樽市立地適正化計画についてです。

市では、人口減少においても安心して快適な暮らしを維持できるように進めていくということで案が出されています。今回、代表質問でも聞いていますけれども、確認も含めて、改めてお聞きしたいと思います。

計画に定める区域では、居住推奨エリアとして三つの区域に分かれていますけれども、この三つの区域の特性や該当地域はどこになるのでしょうか。

○（建設）三浦主幹

居住推奨エリアの三つの区域の特性や、該当地域についての御質問でございますが、まず、都市型居住推奨区域は、将来にわたって利便性の高い暮らしを享受することができる区域として、該当する地域でいきますと、主にJR小樽駅やJR銭函駅、あと北海道新幹線新小樽（仮称）新駅などの鉄道駅周辺、そして桜や新光の主要なバス路線沿線に設定してございます。

そして、戸建居住推奨区域は、都市基盤が整った閑静な町並みで、ゆったりとした暮らしを享受できる区域として、幸、望洋台などの大規模住宅団地の区域を基本として設定してございます。

また、地域特性活用居住区域は、古くから地域の中心的な役割を果たしてきた生活拠点や移住が期待される区域として、蘭島、塩谷、高島、張碓町に設定してございます。

○高野委員

ゆとり居住エリアについても、一般居住区域、自然共生区域と二つの区域に分かれていますけれども、どういった区域なのか、説明願います。

○（建設）三浦主幹

ゆとり居住エリアの二つの区域はどういった区域なのかとの御質問でございますが、一般居住区域は、人口減少に伴う生活サービス水準の低下により、将来は多少不便になるものの、広い敷地でゆとりのある多様な暮らしを享受できる区域。また、自然共生区域は、利便性は高くないが、自然に囲まれたゆとりある多様な暮らしを満喫できる区域としてございます。

○高野委員

ゆとり居住エリアの公共サービスは限定的にするとします。限定するサービスは、どのようなものを考えているのでしょうか。

○（建設）三浦主幹

限定する公共サービスはどのようなものなのかという御質問でございますが、小樽市立地適正化計画は、5年、10年の短期間ではなく、40年先を見据えた計画でございまして、その長期的な時間軸の中では、デジタル技術の進展などによって公共サービスの提供の仕方なども大きく変化していくものと考えられますので、現時点ではお答えできない状況でございます。

○高野委員

現状で、バス路線の減便とか近くにお店がないなどという理由で、市外に転出されてしまう方もいらっしゃいます。やはり将来的に公共サービスが限定的になるとすれば、そういう減少をされる前に市外に転出する方が増えて、

それこそ人口減少が予定よりも大幅に増えることになるのではないかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○（建設）三浦主幹

人口減少が予定よりも大幅に増えるのではないかとの御質問でございますが、本市の最上位計画であります第7次小樽市総合計画では、人口減少への挑戦と将来人口への適用の二つの方向性を示しまして、人口減少がもたらす様々な課題を乗り越えていくこととしておりますが、将来人口への適用を目指すこの小樽市立地適正化計画と、人口減少への挑戦として人口減少の抑制を図る施策との両輪で、人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○高野委員

挑戦するという、人口減少の抑制のためでもあるのだということなのでしょうけれども、人口が減っているといつても現在、住んでいる方もいますし、どこに住んでいても、住むという権利は憲法にも保障されています。

今後は、公共サービスを減らすという前提で計画していくというのは、それこそ選ばれないまちにつながってしまうのではないかと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

○（建設）三浦主幹

選ばれないまちになるのではないかとの御質問でございますが、人口減少の中、公共サービスが限定期的な地域が出ることは、我々としてもやむを得ないと考えておりますが、そのような地域では、小樽市ならではの自然とともに、多様な暮らし方ができる、ゆとりある住環境の維持に努め、その地域への居住も選んでいただけるような計画としておりますので、御理解いただきたいと考えてございます。

○高野委員

いろいろおっしゃっていただいているのですけれども、私はそうは思わないです。やはり公共サービスが減ることを市民から見たら、えっとなるでしょうし、計画が広範囲にわたる、そして多くの住民に関わる問題ですので、まちづくりは住民がいてこそ、よりよいまちがつくられると思いますので、そういった点からも、いろいろな意見を聞くことが大前提だと思うのです。

住民説明会を4回しかされていなかったということで、私は非常に少ないと感じるのですけれども、4回だけにしたという理由は何なのでしょうか。

○（建設）三浦主幹

4回が少ないと感じるとの御質問でございますが、我々としても東西に細長い地形や生活圏のまとまりなどを考慮しまして、市内4会場で実施しておりますので、少ないとは考えてございません。

○高野委員

パブリックコメントを見たりしても、十分に理解されている状況でもないのかと思いますし、説明会をしてほしいという声もあります。実際、説明会に参加された方、数名にお伺いしましたが、1回だけではよく分からぬといふお話を聞いています。自分の地域がどこのエリアに当たるのかというのが気になるところで、説明会に参加された方からは、そういった自分の地域のことを聞いたら、市のホームページから見てくださいということも言われたみたいで、やはり丁寧な説明もされていないのかと思います。

多くの住民が関わる問題ですので、知らなかつたということにならないように、もっと住民に周知や説明会を、聞く機会というのは設けるべきではないのかと思いますので、改めてその点について伺いたいと思います。

○（建設）三浦主幹

もっと住民説明会を開く機会をつくるべきとの御質問でございますが、説明会での御意見に対しての、私からの言い方に関しては別といたしまして、委員のおっしゃるようなことも御意見としてお伺いいたしましたが、その一方で、計画の趣旨を御理解いただいて、現在、区域外に住んでいるが、人口減少が進む中では仕方なく、将来は区域内への移転を考えたいという方や、また、本市の将来を真剣に考えてとの御発言だとは思いますが、ほかの都

市では既に計画を策定しているのに、なぜもっと早く計画を策定しなかったのかというお叱りの声もいただいている状況でございます。

いずれにしましても、私どもといたしましては、改めて説明会を開催する予定はございませんが、様々な機会を通じまして、分かりやすい説明に心がけてまいりたいと考えてございます。

○高野委員

いや、何らかの計画を立てなければいけない、それはするべきだと思うのです。やらなければいけないことだと思うのです。やはりこういうまちづくりをしていくというのは、何もプランがない今までやってはいけない、それこそおかしくなってしまうと思います。

ただ、それにしても、あまりにも具体的にエリア、居住エリアとか推奨エリアとかは昨年11月等に示されて、そういう点からも、まだ住民に周知されていないのではないかというところが心配されるわけで、十分にお知らせをしていくべきではないのかということを言っているわけなのです。

なので、住民への説明が十分ではない、まだよく分からぬという声がある中で進めていくというのは、やはりおかしいのではないかと思いますし、問題だと言わせていただきたいと思います。

◎陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について

次に、陳情に関してなですけれども、貸出ダンプ制度とはどういった制度になるのか、まず説明願います。

○（建設）維持課長

貸出ダンプ制度でございますが、こちらは市民の皆さんがその居住する地域の冬期間における交通を確保するために、町内会または団体が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプトラックを派遣し運搬処理を行うことにより、町内会または団体の排雪費用の軽減を図ることを目的とした制度でございます。

○高野委員

制度の対象となる道路は、どういったところになりますか。

○（建設）維持課長

対象となる道路につきましては、まず前提として、積込み業者が使用する積込み機械で作業ができる道路であるということでありまして、そのほかにも、除排雪路線に接続していること、あと除排雪路線に接続していない場合は、ダンプトラックの運搬作業が可能な道路に接続していること。最後に、対象外の道路ではないことというのが、この制度の対象となる道路となってございます。

○高野委員

制度を利用する際は、どういった流れで利用できますか。

○（建設）維持課長

制度を利用する際の手続の流れについてでございますが、まず申込みの前に、市に登録のある積込み業者の一覧表の中から積込み業者を選定していただきまして、契約や見積書を取り交わしていく必要があります。その後に、その申込書や現場見取図、積込み業者からの見積書の写し、または契約書の写しを市に提出いただきます。次に、市がその申請書類を受付いたします。審査を行いまして、市が貸出ダンプの日程調整を行い、実施日を決定しまして、申込みいただいた方へ連絡いたします。最後に、その実施日になりましたら、市がダンプトラックを積込み現場へ派遣するといった流れとなってございます。

○高野委員

貸出ダンプの積込み登録業者は何社あって、登録業者はいつ、どのようにして決めるのでしょうか。

○（建設）維持課長

貸出ダンプの積込み登録業者数でございますが、今年度の積込み業者につきましては、26社が登録してございます。

また、登録業者はいつ、どのようにして決められているのかでございますが、積込み業者につきましては、例年10月1日から10月31日までを積込み機械登録届出期間としておりまして、その期間内に必要書類を提出していただきまして、書類を精査の上、必要書類の提出があつて届出の要件を満たした積込み業者を決定し、登録してございます。

○高野委員

今聞いて、かなり期間が短いのかと思いました。

登録業者が以前より減っているといつても、30社近くある業者を、町内会の方々が連絡を取って可能な業者を見つけるというのは、かなり大変な作業なのかと思います。

陳情者からも出されていますけれども、利用されている方々から、これまでそういう意見はあったのでしょうか。

○（建設）維持課長

貸出ダンプ制度の利用を希望する方から、積込み業者を紹介していただきたいと相談を受ける事例もございます。その相談を受けた際には、市で登録している積込み業者の登録の一覧表を紹介いたしまして、その一覧の中から選定していただき、連絡していただくようにお願いしていたところでございます。

○高野委員

市が率先して特定の業者を紹介することはできないと思いますけれども、作業希望日や地域を見て、対応可能な業者を絞って町内会等に情報をお知らせしていくのは可能ではないかと思います。

制度を利用したい方がもっと利用しやすいように、積込み業者の選定を早めるなど、より情報共有を行うことがやはり必要なのではないかと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

○（建設）維持課長

市からの情報提供につきましては、委員がおっしゃられるとおり、特定の業者を紹介することはできないのですけれども、近年は積込み業者が見つからないという声も寄せられてございます。そこで、制度利用を希望している団体の方から求めがあった場合ですが、今年度、積込み作業を引き受けることの可否について、市から積込み登録業者へ、ファクスなりで紹介することを試験的に実施したりもしております。

今後につきましても、その利用希望したい団体と積込み登録業者をどのようにつなげていくかにつきましては、市の関わり方も含めまして、検討してまいりたいと考えております。

○高野委員

次に、陳情が上がっているエリアの市道の路線は、除雪路線に入っていますか。入っていれば、どこの路線が入っているかについてもお知らせください。

○（建設）維持課長

陳情をいただいている箇所におきましては、除雪の第3種路線に位置づけられているところがございまして、市道名でいいますと市道日成ヶ丘第2線と奥沢4丁目団地通線の一部でございます。

○高野委員

道路の一部が入っているところもあるけれども、除雪路線が入っていないところもあって、貸出ダンプが利用されていた状況もあったのかと思うのです。

入っている路線を延ばして除排雪できないのか、また、入っていない路線も除排雪はできないのか、その辺はどうなのでしょうか。

○（建設）維持課長

除雪路線を延ばして除排雪を行っていくということですとか、また、除雪路線ではない路線も除排雪できないかということでございますが、陳情箇所におきましては、除雪路線を延ばすことや路線になつてない路線について

は、沿線にこの除雪した雪を投入することができる空き地がないということですとか、道路の幅員が狭くて、そもそもかき分け除雪ができない状況がございまして、これらの道路を除雪路線に追加することは難しい状況だと考えております。

○高野委員

道路の幅も狭い状況があるので、なかなか難しいのかとは思いました。

◎ロードヒーティングについて

ロードヒーティングについて伺いたいと思います。

いつからロードヒーティングの部分停止が始まったのか、その点について、伺いたいと思います。

○（建設）維持課長

ロードヒーティングの部分停止でございますが、平成30年度以前から部分停止を行っておりましたが、近年はスタッドレスタイヤの性能向上を踏まえまして、令和元年度から、安全が保たれる範囲でさらなる部分停止の追加を試行しております。そういったことで、稼働に要する電気代の削減などを図っている状況でございます。

○高野委員

ロードヒーティングの部分停止について、今回、令和元年度から面積はどれぐらいの削減になるのか、どうでしょうか。

○（建設）維持課長

令和元年度から今年度までの間で部分停止を追加したところの面積でございますが、合計しますと約2,200平方メートルとなってございます。

○高野委員

この間も経費ですか、スタッドレスタイヤの性能向上によって部分停止が進められてきましたけれども、部分停止によってどれぐらい経費の削減となっているのか、その点はどうでしょうか。

○（建設）維持課長

部分停止による経費削減につきましては、令和5年の時点でお申し上げますと、令和5年度におけるロードヒーティングの年間電気料金を稼働していた面積で割り返しますと、1平方メートル当たりの概算ですが、年間平均単価が出てきます。そちらを部分停止面積を行っている全面積に掛けまして算出した経費の削減額につきましては、約9,700万円となってございます。

○高野委員

経費の部分を聞きましたが、これまで安全が保たれる範囲内で部分停止を進めてきました。ロードヒーティングが設置される前には、車が滑って家に突っ込むこともあったみたいで、住民からは、また何か事故が起こっては困るということで、部分停止を増やすことについて心配の声が今も聞かれます。パトロールをして安全が確保されていないと判断した場合は再稼働すると言いますけれども、何か起こってからでは遅いのではないかと思います。

小樽市雪対策基本計画の中間見直し案の中で、ロードヒーティング部分停止面積を令和10年度までに約1万6,000平方メートルにするとしていますが、やはりこれ以上、削減するのはなかなか難しいというか、どうなのかなと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

○（建設）維持課長

今、委員からも、市民の方から心配の声も聞かれるということでお伺いしましたが、まず部分停止につきましては、試行しまして、現地の試行状況を確認しながら、近年のタイヤの性能向上も踏まえまして、引き続き、安全が保たれる範囲で稼働面積の削減を進めていきたいと考えてございます。

○高野委員

◎市営住宅の温水器レンタルについて

温水器レンタルについて伺いたいと思います。

昨年11月の新聞報道で、北海道電力株式会社が2027年3月末に温水器レンタルを終了するという記事を拝見しました。市内でレンタルするとすればどこがあるのか。あと、耐用年数はどれぐらいたっているのか。

帯広市では、事業廃止の再考を求めているということも聞いていますけれども、本市はどのように考えているのでしょうか。故障やリース代などの負担等が利用する方にはないように、ぜひ対応をお願いしたいと思うのですが、この点についてお願いします。

○(建設)千葉主幹

今、市営住宅の電気温水器の関係で質問いただきました。

まず、市営住宅でのヒーター式の電気温水器、蓄熱式の暖房器具のレンタルにつきましては、電気温水器のレンタルはありますが、蓄熱暖房機については市で設置のため、レンタルはございません。

あと、市営住宅で電気温水器を北海道電力株式会社からレンタルしておりますのは、入船4丁目に平成11年度建設の市営入船住宅1棟で、管理戸数、入居個数とも23戸となっております。

レンタルの終了により、北海道電力から本市への無償譲渡が提案されている状況であります。もし仮に、無償譲渡で本市が電気温水器等を所有することになった場合、故障等が発生した際の修繕や機器の交換費用については市の負担となるため、本市の財政に影響が出ることが考えられます。

あと、電気温水器、蓄熱暖房機はどのくらいの寿命かという質問ですが、北海道電力に確認しましたところ、電気温水器と蓄熱暖房機の耐用年数につきましては、共に10年である旨、確認しておりますが、建築から25年たった現在も、建築当初の電気温水器等を利用されております。

帯広市では、事業廃止の再考を求めていることで、小樽市ではどのように考えているかになりますが、まずは本市においても、事業廃止の再考を求めていきたいと考えておりますが、事業の廃止が避けられない場合、北海道電力の無償譲渡の提案を受け入れるか、あと他の方法とするか、慎重に検討していきたいと考えております。

また、給湯器を利用している利用者が、負担や困ったことがないように対応をお願いしたという質問になりますが、本市にとっても、市営入船住宅の給湯器の利用者にとっても、できるだけ負担等が生じないよう、対応を検討してまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎街路防犯灯設置費補助金の見直しについて

それでは、街路防犯灯について伺っていきます。

設置目的としては先ほども触れられておりましたけれども、夜間の犯罪の抑止、交通安全向上するということです。この事業が何と63年前から続いているということで、市をはじめ、これを官民連携で進めてこられました町内会ですとか商店街の皆さんにも敬意を表するところです。

報告の資料で、令和6年10月末現在で市内に設置されている街路防犯灯は1万4,270灯とありますが、近年この設置数は、どのような推移の傾向があると言えますか。

○（建設）庶務課長

街路防犯灯の設置数の推移と傾向についての御質問ですが、LED灯具の新設は、昨年度までの実績は20灯前後で推移しておりました。ある程度市内の必要な箇所には設置がなされてきたのかと考えられまして、今年度、令和6年度の助成件数は9灯にとどまってございます。

一方、LED灯具の更新の実績なのですが、令和4年度が6灯、令和5年度が16灯、令和6年度が23灯と少しずつ増加してきておりまして、傾向といたしましては、新設から更新へと需要がシフトしてきているのかと考えてございます。

○面野委員

必要箇所にはもう設置が大体なされてきたという印象でした。

設置対象については、先ほど特に決まりはなく、現地確認をするということだったので、平成27年度からLED化に改良する場合、費用の9割を市が負担する助成制度を実施し、市内では多くの街路防犯灯が既存の水銀灯や蛍光灯からLEDに切り替わりました。

メーカーが想定しているLEDの耐用年数は10年程度とされているみたいなのですけれども、平成27年に更新した照明はこれから10年を迎えようとしています。これまで町内会からは、更新にかかる費用の助成に関する増額の要望が寄せられていましたが、今回お示しいただいた、設置費の2分の1で3万2,000円を限度として助成するこの制度の変更内容については、以前から寄せられていた要望どおりの水準となったのか。先ほど設置費用の相場についてはお聞きしましたので、この要望に対する御見解についてお聞かせください。

○（建設）庶務課長

助成金額の見直しに当たりましては、事前に町内会からいろいろと御意見を伺っておりまして、その中でおおむね、満足という点でいえば、恐らく皆さん口をそろえて100%出してほしいというのが要望なのでしょうが、それはなかなか難しいというお話もさせていただいております。実際に2分の1の助成割合で考えたときに、町内会では最低限3万円程度の支援をいただければという御意見がございました。

私どもが行った実勢価格の調査結果を見ても、先ほどもお話しいたしましたとおり、6万円から7万円程度の設置費用になってございましたので、ある程度、町内会が望んでおられる水準には達しているのかということで、手前みそではございますが、このたびの見直しは適正な金額であったのかと考えてございます。

○面野委員

それでは、メーカーの想定する耐用年数が10年とはいえ、まだ使用できる電球については、耐用年数を迎えたからといって、あえて更新しようというところは少ないのかと思います。

令和7年度に関しては、この電球に関して何灯程度の更新を想定して、補助金が223万9,000円と示されておりましたけれども、更新件数の算出根拠なども一緒にお示しいただければと思います。

○（建設）庶務課長

まず、令和7年度の更新件数の算出根拠について御説明いたします。

今年度の実績は、令和6年度の更新灯数は現在のところ23灯となっておりまして、これに対して、町内会の年次計画等により更新予定であることを私どもが把握している灯数を含めて、令和7年度は40灯を見込んでございます。

これにつきましては、更新時期の考え方について町内会に伺ったところ、LED灯具の寿命が10年から現在は15年と言われている中で、令和7年度で設置10年を迎ますが、まだ灯具は使用できているので、設置から13年から15年を経過した時点で照度の状況を確認し、更新を検討したいという考え方方が最も多かったことから、更新のピークは今ではなくて、令和10年度から13年度に訪れると私どもは見込んでございます。

よって、令和7年度は見込んだ灯数が非常に少ないと思われるかもしれません、これから毎年度更新が増えていくものと予想してございます。

なお、令和8年度以降は予算編成作業の前に、全町内会の皆さんに、次年度の更新予定数を確認させていただきながら予算立てしてまいりたいと考えてございます。

○面野委員

令和10年度ぐらい、3年後ぐらいからピークになるのではないかということで、全部で1万4,000灯強あるということです。一遍にということはないのでしょうかけれども、例えばこれの5分の1を年度内で換えるという申請が来たときに、相当な金額にはなると思うのですが、財源としてはどのような見込みなのか、お聞かせください。

○（建設）庶務課長

街路防犯灯の更新に当たりましては、特に補助ですとか、道だとか国だとかの援助がございませんので、全て単費という扱いになりますので、おっしゃったとおり、ピークを迎える頃には、恐らく20灯や50灯でも全然、利かないと思います。

過去に、6年間かけてLED化推進事業をやらせていただいたことがございましたが、そのときも、一番多いときでも年間に何千灯という形だったので、やはり億という支出が出てくる年も考えられますので、その辺は、先ほどもお話ししましたが、やはり私どもとしては本当に必要不可欠なものだと思っておりますので、予算立てのときにはその辺を財政当局と協議させていただきながら、予算がついてもらわないと困るのですが、予算が全部つくかどうかというのは協議して、きちんと予算づけしていただくようにお願いしていきたいと考えてございます。

○面野委員

市有施設のLED化の部分でも、代表質問でも予算特別委員会でも触れさせてもらったのですけれども、やはりランニングは安くなるのだけれどもイニシャルがなかなかということで、かなり多額の事業費が必要だということで、これから結構厳しいのだろうという印象を受けました。多分この事業もそれと同様で、財源の確保が一番の課題になってくるのかと思います。とはいえ、必ずかかるものは、多分、町内会の財政部も分かっていると思いますので、ぜひその辺の財源に関することも、今後、議論、協議を深めていっていただきたいと思います。

以前、街路防犯灯協会の総会に出席した際に、街路防犯灯を管理している町内会が消滅した場合、どのような対応になるのかという参加者の方からの質問がありました。この問題は、街路防犯灯のみの問題ではなくて、地域コミュニティ全体に関わる大変重要な視点ではありますが、今回は、街路防犯灯に絞って伺います。

現在、町内会は役員の成り手不足、会員の減少によって、町内会費の低迷などが課題視されています。その方の質問の中には、帯広市の事例などを踏まえた御意見を述べられておりましたが、市の考え方としては、管理されている団体が解散または消滅した場合、どのような措置を行う必要があると考えているのか、お聞かせください。

○（建設）庶務課長

町内会の会員減少ですか町内会役員の担い手不足といった問題によって、毎年何件かずつ町内会が減っていっているという状況がございます。そこで管理されていた街路防犯灯といいますのは、現在のところは、近隣の町内会に維持管理を託し、設置を続けているという状況にあると伺ってございます。

しかし、このまま町内会の減少が進んで、維持管理していただける町内会がなくなったとしたら、たとえ本市が街路防犯灯の更新費用や維持費を金銭的な面で支援させていただいても、これまでのような町内会による維持管理は、実際、困難になると私どもも認識してございます。

道内他都市におきましても、そのような状況によって、維持管理を市が行うという決断をされたまちもございますが、この問題を本市に置き換えたときに、市内にある約1万4,000灯の街路防犯灯の更新費用や、その電気代の維持費など、年間にかかる経費はもとより、管理していくための職員体制をどうするのかといった課題の整理も必要でありますので、そうそうたやすく請け負えるものではないと考えてございます。

やはりこの問題は、町内会という組織を維持していくためにはどうしていくべきなのかに行き着きますので、関係部局あるいは町内会の皆さんと一緒に、協議、検討を要するものと考えてございます。

○面野委員

本当に、建設部だけの課題ではなく、やはり全序的、また町内会ともいろいろと相談しなければいけないという内容だと思いますし、あまりそういったような現実が早く訪れないでほしいという私なりの希望もあります。この件については他都市の事例もあるということで、引き続き研究はしていただきたいと思います。

○上下水道事業について

次に、上下水道事業について、今回、小樽市上下水道耐震化計画の策定、それから水道料金及び下水道使用料の現況について資料を頂き、確認しておりますが、今後の耐震化の進捗や経営状況において、幾つかの課題が浮き彫りになっているのかと思いました。

特に人口減少に伴う収益の減少、それから人件費の上昇や委託料増加による維持管理費の増加、それらの収支の影響を受けて、今後の料金回収、経費回収率の悪化など、深刻な見通しが示され、早急な対応が求められる状況であると考えています。

初めに、耐震化について伺いますが、令和11年度末までに避難所等に接続する2施設の上下水管路等の耐震化を実施するといった目標を立てておりますけれども、どのような方針の下にこの施設の優先順位を決めていらっしゃいますか。

○（水道）水道事業課長

本計画におきます接続する管路の耐震化を優先すべき施設の方針でございますが、対象となる53の施設は、災害時に対策本部となる施設、また病院や福祉避難所、給水拠点など、様々な施設が対象となっております。令和11年度までに完了を目標として選定した2施設につきましては、これまで実施してきた上下水管路の耐震化工事の状況を勘案し、より実現性が高い2施設を選定したものでございます。

○面野委員

今回は実現性が高い2施設ということだったのですが、令和11年度までに実施予定の2施設に接続する管路の耐震化に関する事業費というのは、どのぐらいの見込みでしょうか。

○（水道）水道事業課長

詳細な設計はこれからでございますので概算額となりますが、上下水道両方で約6億3,000万円の事業費を見込んでございます。

○面野委員

ちなみになのですが、この耐震化の管路の耐用年数はどのぐらいなのですか。

○（水道）水道事業課長

耐用年数につきましては、水道につきましては40年、下水道につきましては50年となっております。

○面野委員

そうしますと、40年間ぐらいでこれを全部となると、もう40年後はどんな新しい部材というか、そういったものが開発されているか分かりませんけれども、大体、何かずっと耐震化というか、事業をしていかなければいけないというサイクルなのです。

それで、本計画は国土交通省より策定依頼を受けたものであるという記述がございましたけれども、この耐震化に関する事業費への財源措置などは用意されているものなのでしょうか。

○（水道）水道事業課長

今回の上下水道耐震化計画のみを対象とした交付金のメニューは特にございませんが、基本的には従来から採択している交付金メニュー等を活用し、実施していくものと考えてございます。

○面野委員

それでは、全体のお話を聞いていきたいのですが、この計画では、全部で53施設に接続する管路を対象として、おおむね40年間で耐震化を完了するという目標にされております。例えば令和7年度から11年度が第1期とします

と、この間、実施する施設数でいうと2件で、40年間でいうと全8期になると思うのですが、この40年間でどのぐらいのペースで管路の耐震化を進めていくのかという大枠は想定されていますか。

○（水道）水道事業課長

今後も、これまでと同様、施設の老朽化に合わせまして耐震化を実施していくものと考えてはございますが、令和6年4月に、水道事業の所管が厚生労働省から国土交通省に変更となり、新たな財源措置等の可能性もあると考えられます。それらの動向を注視しつつ、スピード感を持って耐震化工事を実施してまいりたいと考えております。

○面野委員

先ほどの街路防犯灯もそうですけれども、やはりインフラの整備というのは物すごくお金のかかることですし、時間もかけていかなければいけないということで、ただいま説明もありましたが、令和6年度から国土交通省に移管されたということで、その状況を見守りたいということでした。まずは私もこの第1期の2施設の動向を見守りながら、今後、必要に応じてまた質問させていただきたいと思いました。

次に、水道料金及び下水道使用料の現況の中から伺います。

この別紙に示されているグラフでは、水道事業においては、早ければ令和18年度には資金不足に至り、下水道事業に関しても令和22年度に資金不足に至ると推計されています。

この別紙に示されている最新財政計画に基本料引下げを加えたこちらのグラフでは、先ほど質問した耐震化計画を実施するための予算というものは含まれていますか。

○（水道）総務課長

令和7年1月に策定した第2次小樽市上下水道ビジョンの中間見直しで耐震化に係る予算を含んでおり、最新の財政計画にも反映しているため、含まれております。

○面野委員

それでは、水道・下水道事業の収益悪化に対し、具体的にどのような改善策を検討しているのか、主としてはどのようなことがありますか。

○（水道）総務課長

料金体系の見直しも含めた水道料金、下水道使用料の引上げ、施設や管渠更新時のダウンサイジング、広域連携による維持管理コストの削減などが挙げられます。

○面野委員

資料によりますと、基本水量引下げについて触れられております。また、令和7年3月に日本水道協会の水道料金算定要領の改正が予定されているとも示されています。

市民感覚としては、今、様々な物価高騰を受けて、水道料金や下水道使用料が少しでも安くなることを望んでいる方々も多いとは考えますけれども、今月示される水道料金算定要領の内容や収支見込みの具合によっては、水道料金の引上げという選択肢も考えられるということでしょうか。

○（水道）総務課長

物価高騰や労務単価の上昇が続く限り、支出を抑えることにも限界があると考えており、できる限り現状維持は継続していきたいと考えておりますが、補助金などの財源縮小や耐震化推進策など、国の動向によっては料金引上げの選択肢も考えられます。

○面野委員

引下げどころではないというような状況になる可能性もあるということなのです。一方で、水道事業の料金回収率について表が示されているのですけれども、この説明に、100%を下回っている場合、給水にかかる費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味すると。令和7年度に関しては、92.07%。

令和7年の水道事業の会計予算の概要を見ると、収益的収支が約1.5億円の黒字となる見込みで示されているので

すけれども、この料金回収率が100%を下回る数値と、予算上の黒字、この相関関係はどのように理解すればいいのか、御説明をお願いいたします。

○（水道）総務課長

水道事業会計を例に挙げますと、収益的収支の黒字は「3条予算」と呼ばれる給水収益、いわゆる水道料金や他会計負担金などの営業収益、あとは長期前受金戻入などの営業外収益などの収入から、施設の維持管理費用などの営業費用、企業債の支払利息などの営業外費用などを差し引いた際に、収入が多いことが黒字とされています。

料金回収率とは、供給単価を給水原価で除して100を掛けている指標となります。先ほど説明した収入や支出の全てではなく、一部が計算式に使われております。大まかに説明しますと、水道料金である給水収益が給水にかかる費用をどれだけ賄えているかという指標となります。そのため、100%を下回るということは、水道料金である給水収益だけでは賄えていないということを示していることになります。

よって、料金回収率の算定には、収益的収支の一部の費目を使用した指標となることから、必ずしも収益的収支が黒字だからといって、料金回収率が100%を上回ることにはなりません。

ただし、100%を上回っている場合は、ほぼ黒字になっている状態であると想定されています。

○面野委員

分子に置かれる費目が違うということで、この数値というか、黒字赤字の差が出てくるということだったのですが、小樽市の水道・下水道事業は、人口減少、収益の悪化、維持管理費増大といった課題を抱えており、現状のままでは将来的な資金不足が避けられませんと示されております。

今後、市がどのように対策を講じるのか、市民の安心・安全を確保するためにどのような取組を進めるのか、具体的な方針を示していただきたいと思うのですが、お願いいたします。

○（水道）総務課長

国や北海道に対し、財源確保の要望をするとともに、施設の延命化、更新時のダウンサイジングなどといった効果的な改築や更新、維持管理費の経費節減への取組を継続的に進め、安心・安全な水を供給し、そして放流水質の適切な管理に努めていきたいと考えております。

○面野委員

水道は最重要インフラの一つで、安心・安全はもちろんのですけれども、やはり安定的な供給ということも大変重要な視点だと思いますので、今ほど御説明いただいた国の補助金を今後、活用することですとか、現代に沿った施設運営といったことに努めていただきて、なるだけ市民負担が増えない料金体系を慎重に勘案していただきたいと要望いたします。

◎公園愛護会について

次に、公園愛護についてお伺いしたいと思います。

1月下旬に、公園愛護会へ公園面積を規定とした謝金が振り込まれたのだとお聞きしました。その中には、草刈り機に係る消耗品や保険に加入した負担金などは含まれていないとのことです。

そのような消耗品などの経費に対する考え方は、この公園愛護会の要領ですとか要綱といったものに記載はありますか。また、記載がある場合、どのような扱いとなっているのか、御説明をお願いいたします。

○（建設）公園緑地課長

消耗品などの経費につきましては、小樽市公園愛護会活動要領に記載しております。

内容としましては、公園愛護会への支援としまして、草刈り機の貸出しや草刈り機の燃料、ごみ袋について支給していることを記載しております。そのほかの消耗品につきましては、改めて検討したいと考えてございます。

また、保険についての記載につきましては、公園愛護会活動により、第三者にけがをさせた場合や器物を損壊させた場合の保険につきましては、市が加入しているところではありますが、愛護会会員が活動中にけがをしてしま

った場合の保険につきましては、市で保険に加入しておらず、愛護会側に任意の保険について紹介しているところでございます。この保険につきましても、市の加入について検討しているところではあります。

○面野委員

草刈り機は貸出しをしたり、あと消耗品に関しては現物支給のような形で進めていらっしゃるということなのですが、どうやら何かこの現物支給に関して把握していない愛護会もあるようなので、周知徹底をお願いしたいと思うのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

公園愛護会への周知につきましては、毎年春先に行っております公園愛護会連絡会議の中で周知しております、会議に出席していない団体にも会議資料を送付しているところではございますが、改めて分かりやすく周知するようにしていきたいと考えております。

○面野委員

次に、令和4年度の先ほどの公園愛護会連絡会議だと思うのですが、公園愛護会活動要領が配付されたと聞きました。配付以降この要領に変更があったのか。また、変更があった場合は、各団体へ改めてこの要領を配布していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

令和6年度に文言の一部について修正を行いましたので、令和6年度の公園愛護会連絡会議などで配布しているところであります。

また、令和7年度にも改正を行う予定ですので、その際には公園愛護会連絡会議などで改めて配布していきたいと考えてございます。

○面野委員

ちなみに、今ほど御説明いただいた令和7年度の改定予定の内容などはお示しいただけるものなのですか。

○（建設）公園緑地課長

改定予定の内容につきましては、一部実態とそぐわない部分とかもありますので、その部分について修正していきたいと考えてございます。

○面野委員

次に、公園の現場のことをお聞きします。ある公園の看板に、芝生や砂場に犬、猫を入れないでくださいという注意書きがあるのですけれども、建設部公園緑地課に問い合わせると、リードをつけていれば公園に入れてよいとの回答をされるそうで、愛護会としては若干困惑しているということなのです。

犬、猫を公園に入れることへの公園緑地課の御見解をお示しいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

公園内に犬などが入ることにつきましては、リードをつけて制御ができる状態であれば、基本的に公園内の散歩を認めておりますが、飼育者の公園内でのマナーの状況によりましては、注意喚起の看板を公園ごとに設置しているところではございます。注意喚起の看板の内容につきましては、公園ごとに基本的な考え方方に違いが生じないように精査したいとは考えてございます。

また、現在、公園に設置している看板につきましては、数多く内容の古いものがまだ設置されている状況ですので、順次交換を行っていきたいとは考えてございます。

○面野委員

何か結構もうかすれて見えない看板もあるとも聞いていますし、こういった愛護会の方々が困惑しないような内容についても、今後、表記をぜひお願いしたいと思います。

◎小樽公園について

それでは、小樽公園について伺います。

令和6年第3回定例会にて示されていた再整備の事業費が約11.5億円でした。その財源リストの中に、今回の報告資料の中にもあります都市構造再編集中支援事業の上限額についてお示しいただきたいのですが、いかがですか。

○（建設）建設事業室主幹

都市構造再編集中支援事業の上限額ですが、都市構造再編集中支援事業は、都市再生整備計画に基づき国から支援を受けるものになりますが、都市再生整備計画の全体事業費に上限はございません。

○面野委員

上限がないということなのですが、ちなみに前回示されている約11.5億円は、全部、都市構造再編集中支援事業の助成、補助に該当するような感じになるのですか。

○（建設）建設事業室主幹

約11.5億円については、全部該当するとなつております。

○面野委員

先ほど、ほかの交付金ですとか市債との併用も可能だということをお伺いいたしましたので、次に、整備スケジュールについて、令和7年9月から11月に駐車場整備の建設工事が予定されています。

今回示されたスケジュールには、令和7年5月に、令和8年度概算要望、都市再生整備計画の提出と書いています。その後、国土交通省との協議を経て、10月に令和8年度の本要望を行うと。令和8年4月に都市再生整備計画に基づき事業開始となつております。

こちらのスケジュールでいうと、駐車場の整備はこの手続の前に始まるようになつているのですけれども、着手はこのスケジュールどおりでよろしいのか、いつ頃からと考えているのか、お聞かせください。

○（建設）建設事業室主幹

旧こどもの国に新たに整備する駐車場の整備のスケジュールについてですけれども、令和7年度から社会資本整備総合交付金を活用して整備に着手していきたいと考えております。令和8年度からは都市構造再編集中支援事業に切り替えて整備を行いたいと考えております。

○面野委員

駐車場の整備はスケジュールどおりで、財源が切り替わるということだったのですが、改めて確認の意味で、公園の供用開始は令和9年8月と予定されていましたけれども、こちらに変更はないのかということ。また、小樽公園再整備の遊具にかかる事業費なのですが、そちらは年度ごとにどのぐらいかかるのか、その費用について御説明ください。

○（建設）建設事業室主幹

まず、一つ目の質問で、令和9年8月の供用開始の予定についてですが、現在のところ、令和9年8月の供用開始予定に変更はございません。

二つ目の質問になりますが、小樽公園再整備の遊具広場に係る年度別の整備内容と事業費についてですが、令和7年度は、旧こどもの国に新設する駐車場整備として1,200万円ほどを見ております。

続きまして、令和8年度は、公園の敷地の造成、また駐車場までの園路の整備、遊具製作などに7億7,600万円を予定しております。令和9年度には、遊具等の設置また園路の舗装等、また柵などの外構として3億5,000万円を予定しております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時38分

再開 午後5時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○高野委員

日本共産党を代表して、陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方について、陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方については、採択を求め討論を行います。

陳情第4号は、これまで述べてきたとおり、歩行者等の事故防止のためにも、安全対策を考える必要があります。

陳情第10号です。陳情者から、貸出ダンプ制度の見直しについて述べられています。現在、貸出ダンプ制度を町内会等が利用する場合は、積込み業者を町内会等が見つけて依頼しなければならず、今の制度では十分利用しやすい制度とは言えません。積込み業者が決まりやすいように、情報提供などが必要です。

また、陳情者からは、交通障害が起きないようにと除排雪路線の拡充についても挙げられています。要望の道路は、道路幅が狭く雪押場がないなど除雪が困難だと聞いていますが、住民アンケートでは、通勤・通学等で危険を感じたことがあると回答している割合も高いことから、今後の状況を見て、何らかの対応については考える必要があると考えます。

以上、各会派の賛同をお願いしまして、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号及び陳情第10号について、一括採決いたします。

陳情はいずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、このたび、3月末日をもって退職または、役職定年を迎える理事者の方々に対しまして、私から一言申し上げます。

皆様には、長年にわたり、議会対応をはじめ、市政の円滑な運営に多大なる御尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

時に難しい調整や対応を求められる中、誠実に職務を全うされ、市政発展のため、大きな役割を果たしてこられました。その御努力に対し敬意を表するとともに、議長に代わって改めて感謝を申し上げます。

これから的人生が健康で実り多いものとなりますよう、心より祈念申し上げます。長い間、本当に疲れさまでした。

本日は、これをもって散会いたします。